

「会社法制の見直しに関する中間試案」 に対して寄せられた意見の概要

目 次

第1部 企業統治の在り方	1
第1 取締役会の監督機能	1
1 社外取締役の選任の義務付け	1
2 監査・監督委員会設置会社制度	6
(1) 監査・監督委員会の設置	8
(2) 監査・監督委員会の構成・権限等	8
(3) 監査・監督委員会の経営者からの独立性を確保するための仕組み	11
(4) 監査・監督委員会設置会社の取締役会における業務執行の決定	13
3 社外取締役及び社外監査役に関する規律	15
(1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い	15
(2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定	20
(3) 取締役及び監査役の責任の一部免除	22
第2 監査役の監査機能	23
1 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定	23
2 監査の実効性を確保するための仕組み	25
第3 資金調達の場合における企業統治の在り方	28
1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等	28
(1) 株主総会の決議の要否	28
(2) 情報開示の充実	32
2 株式の併合	34
(1) 端数となる株式の買取請求	34
(2) 発行可能株式総数に関する規律	37
3 仮装払込みによる募集株式の発行等	38
4 新株予約権無償割当てに関する割当通知	39
第2部 親子会社に関する規律	40
第1 親会社株主の保護	40
1 多重代表訴訟	40
2 親会社による子会社の株式等の譲渡	52

第2	子会社少数株主の保護	54
1	親会社等の責任	54
2	情報開示の充実	58
第3	キャッシュ・アウト	59
1	特別支配株主による株式売渡請求等	59
2	全部取得条項付種類株式の取得に関する規律	65
	(1) 情報開示の充実	65
	(2) 取得の価格の決定の申立てに関する規律	66
3	その他の事項	67
第4	組織再編における株式買取請求等	68
1	買取口座の創設	68
2	株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度	69
3	簡易組織再編等における株式買取請求	71
第5	組織再編等の差止請求	73
第6	会社分割等における債権者の保護	76
1	詐欺的な会社分割における債権者の保護	76
2	不法行為債権者の保護	78
第3部	その他	80
第1	金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求	80
第2	株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由	83
第3	その他	86
1	募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約	86
2	監査役の監査の範囲に関する登記	86
3	いわゆる人的分割における準備金の計上	87
4	発行可能株式総数に関する規律	87

(別添) 意見提出団体とその略称対比表

(前注)

- 1 「会社法制の見直しに関する中間試案」(以下「試案」という。)に関して意見募集をした結果、団体から119通、個人から72通、合計191通の意見が寄せられた。
- 2 本部会資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を、必要に応じて、【賛成】、【反対】、【その他の意見】等の項目に整理し、意見を寄せた団体の名称及び個人の人数を紹介するとともに、理由等が付されているものについては、その要旨を紹介している。なお、各団体については、別添「意見提出団体とその略称対比表」に基づく略称を付して紹介している。
- 3 寄せられた意見の中で、表現が多少異なっているものも同趣旨であると判断したものについては、同一の意見として取りまとめたものがある。

第1部 企業統治の在り方

第1 取締役会の監督機能

1 社外取締役の選任の義務付け

- 【A案】 監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)において、一人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。
- 【B案】 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社において、一人以上の社外取締役の選任を義務付けるものとする。
- 【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【A案に賛成】 東弁、福岡弁、青学大、岡山大、学習院大、広修大、山口大、渥美、平田、法親会、個人5名

社外取締役の選任の義務付けに賛成する点について

- ・ 社外取締役には、経営全般の監督機能及び利益相反の監督機能のほか、経営の透明性を向上させる機能や取締役会における議論を活性化させる機能を期待することができる。(東弁、福岡弁、青学大、学習院大、広修大、法親会)
- ・ 社外取締役は、少数であっても、一定程度の監督機能を果たすことができる。(学習院大)
- ・ 社外取締役の導入について、経営者の自律性に期待することには限界がある。(東弁、福岡弁、青学大、学習院大)
- ・ 社外取締役の選任を義務付けることにより、国内外の投資家の期待に応えることになる。(東弁)

B案ではなく、A案に賛成する点について

- ・ 社外取締役の選任を義務付ける株式会社の範囲は、株主構成の変動可能性やその

規模に鑑みた影響力に応じて、社外取締役による経営の監督の必要性が高くなると考えられることや、人材確保に伴うコスト負担に耐え得る規模であると考えられることから、公開会社であり、かつ、大会社とするA案が妥当である。(福岡弁)

- ・ 株主・投資家の保護のみならず、会社債権者の保護をも考慮した場合に、会社債権者が多数存在する非上場の大規模な会社が社外取締役の選任の義務付けの対象外となるB案では不十分である。(山口大)
- ・ 社外取締役は、ある程度規模の大きな株式会社に必要であるが、B案は、対象となる株式会社の範囲を狭く捉えすぎるもので、妥当性を欠く。(学習院大、広修大)
- ・ 有価証券報告書提出会社には株主数が極めて少ない会社もあるので、B案は、限定的に過ぎる面と過剰な規制となり得る面があり、適切でない。(青学大)
- ・ 財務情報を中心とする有価証券報告書を提出していることは、決算公告義務を免除する根拠とはなり得るが、継続的なガバナンス体制の基準とするに適するかどうかは疑問が残る。(東弁)
- ・ 会社法上の原則規定が、金融商品取引法に依拠する条文となることは、適切でない。(岡山大)

【B案に賛成】日弁連、札幌弁、一弁、大阪弁、大阪市大①、阪大、関学大、明大、早大①、東証、ACGA、アバディーン、インダス、ISS、オンタリオ、GFO、北加日協、コドリントン、コオペラチブ、シティユーワ、ジュピター、シュローダー、シルチェスター、米教年金、総法研、TRP、トゥイーディー、JICPA、CFA協、日司連、ファースト、ベイリー、リーガル、個人8名

社外取締役の選任の義務付けに賛成する点について

- ・ 社外取締役には、経営評価機能及び利益相反の監督機能を期待することができるほか、社外取締役を導入することにより、取締役会の審議の活性化・透明化が図られるなどの効用があり、会社の不祥事の未然防止を期待することができる。(札幌弁、大阪弁、明大、早大①、東証、総法研)
- ・ 社外取締役が議決権を行使することは、監査役による監査とは違った視点での監査・監督となり、監査役と協働して相互に補完し合うことにより、より確かな監査・監督を可能にする。(日弁連、一弁、総法研)
- ・ 経営の監査・監督を実効的に行うには、複数の社外者の相互連携・協力が必要と思われるが、社外監査役が最低二人選任されていることから、その者と協働・連携すれば、社内での孤立を防ぎつつ社外取締役の機能を発揮することが可能である。(総法研)
- ・ 社外取締役が一人であっても、当該社外取締役の異議・反対・棄権等の影響は大きく、取締役会の意思決定への影響は少なくない。(日弁連、一弁)
- ・ 日本企業のコーポレート・ガバナンスに対して国内外の投資家が不信感を持って

おり、また、多くの国内外の機関投資家が社外取締役の導入の義務付けを妥当であると考えている。(日弁連、I S S)

- ・ 先進諸国がほぼ例外なく社外取締役（独立取締役）の選任を義務付けている。(阪大)

A案ではなく、B案に賛成する点について

- ・ 有価証券報告書提出会社では、大会社と比べて、はるかに株式所有の分散化が大きいいため、株主による直接的な経営監督を期待することができない度合いが大きい。(札幌弁、一弁、阪大、関学大、明大、東証、総法研、シティユーワ、日司連、ファースト)
- ・ いわゆる東証マザーズ等の新興市場に上場をしている会社においても、不公正ファイナンスや有価証券報告書の虚偽記載等の不祥事が発生しているところ、これらの会社は、必ずしも大会社であるとは限らない。(一弁、総法研)
- ・ 公開かつ大会社であっても、非上場・有価証券報告書提出義務がないなど、利害関係者が典型的に限定されている会社について、社外取締役の選任を義務付けることは、広きに失する。(日弁連、一弁、ACGA、アバディーン、インダス、オンタリオ、コオペラチブ、米教年金、総法研、J I C P A)

【C案に賛成】専大、獨協大、日大、法大、立教大、立命大、関経連、年金連、同友会、全中、中経連、印刷連、ガス協、経団連、建設連、日商、チェーン協、鉄鋼連、VC協、貿易会、全銀協、貸金協、クレジット協、損保協、大阪司、片岡、法友会、国際企業法務、サントリー、住金鉦、ヤフー、楽天、個人15名

- ・ 社外取締役は、非常勤であり、会社の事業やリスクに精通するには限界があるため、社外取締役を選任するだけで、取締役会の監督機能が高まるとは限らない。(専大、獨協大、法大、立命大、関経連、印刷連、クレジット協、大阪司、法友会、国際企業法務、サントリー、住金鉦、ヤフー、個人)
- ・ 経営者に対する適正な監督は、「社外」かつ「取締役」でなければ担うことができないとの明確な根拠はない。(関経連、年金連、ガス協、経団連、全銀協、個人)
- ・ 会社法において社外取締役の選任を義務付けると、各企業において最適なガバナンスを構築する余地を奪う可能性がある。(立教大、中経連、鉄鋼連、全銀協、損保協)
- ・ 監査役会設置会社には、既に二人以上の社外監査役の選任が義務付けられており、これに加えて社外取締役を選任しなければならないとすることについては、重複感がある。(専大、立命大、関経連、経団連、建設連、チェーン協、鉄鋼連、貸金協、片岡、住金鉦)
- ・ 社外取締役の導入は、各会社の創意工夫・任意の判断に任せるべきである。(専大、中経連、ガス協、経団連、建設連、日商、VC協、片岡、法友会、国際企業法務)
- ・ 社外取締役となる人材の不足が懸念される。(建設連、全銀協、片岡、国際企業法務、

住金鉦，個人)

- ・ 既に，監査役会設置会社の約半数は，自主的に社外取締役を選任している。(獨協大)
- ・ 東証の上場規則で独立役員の確保が義務付けられており，十分である。(関経連，中経連)
- ・ 上場会社では，社外取締役を少なくとも一人導入すべきであり，更には複数名導入することが望ましいが，何らかの公的ルールで社外取締役の選任を義務付けるとしても，会社法ではなく，上場規則で検討するのが妥当である。(同友会)

【その他の意見】

- ・ 社外取締役が辞任等により定足数を満たさない場合となっても，定足数不足後最初に開催される株主総会での選任をすればよいということを規定しておくことで，定足数を満たさない期間が生じても違法状態にならないような手当てをするとともに，社外取締役が不在状態であることを開示事項とすべきである。(個人)
- ・ (A案に賛成した上で) A案の要件とB案の要件のいずれかに該当する株式会社に社外取締役の選任を義務付けることについて，検討すべきである。(福岡弁)
- ・ 社外取締役の選任を義務付ける株式会社の範囲については，定時株主総会の基準日において株主2000人以上かつ総資産額100億円以上の会社とすることが考えられる。(東弁)
- ・ ①公開会社かつ大会社で，更に金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社は，取締役の6分の1以上(ただし，最低二人以上)が社外取締役でなければならないかつ，社外取締役のうち最低一人は，弁護士等の法律の専門家でなければならないとし，②公開会社かつ大会社又は金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社ではない株式会社は，取締役の6分の1以上(ただし，最低一人以上)が社外取締役でなければならないものとすべきである。(二弁)
- ・ 上場会社を対象として，一人以上の社外取締役の選任を義務付けるべきである。(中大，ハーミーズ，個人)
- ・ 公開会社であり，かつ，大会社である監査役会設置会社を対象として，二人以上の社外取締役の選任を義務付けるべきである。(CG研)
- ・ 選任を義務付ける社外取締役の人数は，二人以上が望ましい。(青学大，大阪市大①，関西大，明大，山口大，シティユーワ)
- ・ 上場会社を対象として，二人以上の社外取締役の選任を義務付けるべきである。(取締役協，三菱証)
- ・ 選任を義務付ける社外取締役の人数は，3人以上が望ましい。(ACGA，アバディーン，インダス，オンタリオ，コオペラチブ，シルチェスター，米教年金，リーガル)
- ・ 選任を義務付ける社外取締役の割合は，最低でも取締役の3分の1とすべきである。(インダス)

- ・ 上場企業（その発行する株式に譲渡制限が付されておらず、過去3年間のいずれかの時点で証券市場に上場している全ての企業）を対象として、独立した社外取締役が取締役の少なくとも2分の1を占めることを義務付けるべきである。（ACCJ）
- ・ 選任を義務付ける社外取締役の人数は、取締役の過半数とすべきである。（香川大、獨協大、あり方会（一部）、株権弁、ファースト、ベイリー、個人）
- ・ 金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社を対象として、取締役の過半数が社外取締役でなければならないものとするべきである。（日本CG）
- ・ 取締役会は、過半数の「社外独立取締役」により構成されることが望ましいが、現実を踏まえて二人以上の「社外独立取締役」を含むものとするべきである。（ディレクト）
- ・ 社外取締役の選任の義務付けには賛成だが、金融商品取引法に関する上場規制等で義務付ければ足りる。（慶大）
- ・ 社外取締役を選任している場合は、社外取締役の属性・選任理由を、社外取締役を選任していない場合は、その理由を、それぞれ公表することを義務付けるべきである。（獨協大）
- ・ 社外取締役の機能を実効あらしめるためにも、社外取締役の責任の重さに見合うだけの権限（情報収集権等）を付与すべきである。（岡山大、シティユーワ、日本CG、内監協、ヤフー）
- ・ 「社外独立取締役」候補者の選任に関して、取締役会内に、取締役会に提案・答申する指名委員会を設置するなどによりCEOの関与を防ぐ、又はその影響力を抑制する仕組みを整備すべきである。（ディレクト）
- ・ 監査役会設置会社においても、指名委員会の設置を義務付けるべきである。（CG研）
- ・ ガバナンス向上の施策としては、万が一経営者が不祥事を起こした場合に適切に責任を問い得る制度として、内部統制システム・内部通報システムの充実や違法行為に対する罰則の強化を検討すべきである。（サントリー）
- ・ 社外取締役に報告義務を課したり、責任限定契約を縮小したりするなど、社外取締役の責任を加重すべきである。（大阪司）
- ・ 社外取締役及び社外監査役について、それぞれ、一人以上の法律専門家（旧弁護士法第5条の大学法学部教授、裁判官、検察官の職に一定年数以上在職した者及び弁護士）の選任を義務付けるべきである。（日弁連、大阪弁、福岡弁）
- ・ 欧米の企業にいるような法務担当者や、韓国においてその設置が義務付けられた、遵法経営を主導する責務を負う専門家であるコンプライアンス・オフィサー（遵法支援人）のようなものの導入等、遵法経営を強化する体制を整備するように促すことが考えられる。（青学大）
- ・ 社外取締役又は社外監査役として、一人以上の会計専門家（公認会計士又は税理士）の選任を義務付けるべきである。（TAC）

- ・ 全ての社外取締役を登記事項とすべきである。(大阪司，日司連，個人)
- ・ 「大会社」であることを登記事項とすべきである。また，B案を採用するのであれば，「金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社」であることを登記事項とすべきである。(日司連)

2 監査・監督委員会設置会社制度

取締役会の監督機能の充実という観点から，自ら業務執行をしない社外取締役を複数置くことで業務執行と監督の分離を図りつつ，そのような社外取締役が，監査を担うとともに，経営者の選定・解職等の決定への関与を通じて監督機能を果たすものとするための制度として，次のような機関設計を新たに認めるものとする。

(注) 制度の呼称については，なお検討する。

監査・監督委員会設置会社制度の創設について

- 【賛成】札幌弁，二弁，福岡弁，関西大，関学大，中大，獨協大，広修大，明大，早大①，関経連，年金連，ガス協，経団連，日商，鉄鋼連，全銀協，東証，貸金協，渥美，I S S，片岡，北加日協，法友会，国際企業法務，サントリー，シティユーワ，日監協，J I C P A，取締役協，ハーミーズ，MHM，個人6名
- ・ アンケート結果に照らすと，既存の監査役設置会社が監査・監督委員会設置会社に移行することが一定程度見込まれる。(取締役協)
- 【反対】日弁連，東弁，一弁，大阪弁，青学大，阪大，香川大，慶大，東洋大，日大，山口大，同友会，大阪司，株権弁，CG研，ジュピター，総法研，TRP，平田，法親会，個人15名
- ・ 取締役会の構成員である監査・監督委員には，自己の職務執行の監査・監督を行うという問題がある上に，独任制が採用されていないという点で，監査役（会）設置会社制度よりも劣っている。他方，取締役会に占める監査・監督委員の割合に関する規制はないため，監査・監督委員が取締役会での議決権を有していることのメリットは十分に保障されておらず，この点で，監査役（会）設置会社よりも優れているとはいえない。(阪大)
 - ・ 監査・監督委員会設置会社制度が，委員会設置会社制度及び監査役会設置会社制度と比べて，監査及び監督の面において，企業統治の水準が同等になるのか，疑問が残る。(一弁，同友会，総法研，平田，個人)
 - ・ 監査・監督委員会設置会社制度の創設の目的が取締役会の監督機能の強化にあることに鑑みれば，①常勤の監査・監督委員の選定を義務付ける，②監査・監督委員の選解任は，株主総会の決議によるものとする，③取締役決定を委任することができる業務執行は，現行の監査役（会）設置会社と同一とするなど，その企業統治の水準が，

委員会設置会社又は監査役（会）設置会社と同水準となるようにする必要がある。（日弁連，東弁，大阪弁）

- ・ 企業統治の強化は，現行の監査役及び監査役会の機能を強化することによって図るのが最も適切である。（大阪司）
- ・ 機関設計の選択肢を増やすことは，いたずらに機関設計を複雑にするだけである。（香川大，山口大，総法研，TRP）
- ・ 監査・監督委員（会）が委員会設置会社の監査委員（会）と同様の権限を有するとすると，委員会設置会社に加えて監査・監督委員会設置会社を認めても，新たな効用を生むことはない。（CG研）
- ・ 監査・監督委員会設置会社に移行する会社の数は，さほど多くないと予想される。（阪大，慶大，東洋大，山口大）

【その他の意見】

- ・ 取締役の過半数を社外取締役とすることを条件に，監査・監督委員会設置会社制度の創設に賛成する。（立命大）
- ・ 一定の公開大会社（例えば，上場会社）について，監査・監督委員会設置会社又は委員会設置会社のいずれかを義務付けることも検討すべきである。（広修大）
- ・ 新たな機関設計として「監査・監督委員会設置会社」を認めるのではなく，監査役が取締役会において議決権を行使することができる旨を定款に定めることができるようにすることも検討すべきである。（日監協）
- ・ 監査・監督委員会設置会社制度を導入しなくとも，委員会設置会社制度における3委員会の設置強制を緩和すれば足りる。（立教大）
- ・ 監査・監督委員会設置会社制度に加えて，委員会設置会社について，取締役会の過半数が「独立取締役」で構成されていることを条件として，三つの委員会の設置義務を解除し，会社が必要と考える任意の委員会を設置することができるものとするなどの柔軟設計型の制度を提案する。（取締役協）
- ・ 経営の監督と執行の分離の徹底を図るために，取締役会を経営の監督機関として明確に位置付け，経営の執行機関としては業務執行役員で構成する執行役員会（仮称）を設置すること等を内容とする「執行役員会設置会社」制度（仮称）を創設するとともに，①金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出義務のある株式会社は，現行の「委員会設置会社」制度及び「執行役員会設置会社」制度の2方式のいずれかとし，②当該株式会社以外の会社は，「委員会設置会社」制度，「監査役会設置会社」制度及び「執行役員会設置会社」制度のいずれかとすべきである。（ディレクト）

（注）について

- ・ 制度の呼称については，「監査委員会設置会社」制度とするのが妥当である。（渥美）

- ・ 制度の呼称については、「監督委員会設置会社」制度とすればよい。(個人)

(1) 監査・監督委員会の設置

- ① 株式会社は、定款の定めによって、監査・監督委員会を置くことができるものとする（監査・監督委員会を置く株式会社を、以下「監査・監督委員会設置会社」という。）。
- ② 監査・監督委員会設置会社には、取締役会を置かなければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員会設置会社には、監査役並びに指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置かないものとする。
- ④ 監査・監督委員会設置会社には、会計監査人を置かなければならないものとする。
- ⑤ 監査・監督委員会設置会社には、執行役を置かないものとし、会社法第363条第1項各号に掲げる取締役が監査・監督委員会設置会社の業務を執行するものとする。
- ⑥ 監査・監督委員会の委員（以下「監査・監督委員」という。）でない取締役が監査・監督委員会設置会社の支配人その他の使用人を兼ねることは、禁止しないものとする。

(注) (1)から(3)までについては、試案と異なる内容の制度設計を述べる意見のみを採り上げている。

④について

- ・ 監査役（会）設置会社においては、大会社以外の会社は、会計監査人の設置を義務付けられておらず、また、現行法上、監査役は、必ずしも内部統制システムや会計監査人を利用しない監査も行うことが予定されているが、そのように監査役に行うことができると考えられている監査を、監査・監督委員が行うことができないと考える理由はない。したがって、大会社ではない監査・監督委員会設置会社について、会計監査人の設置を義務付ける必要はない。(AMT)

⑤について

- ・ 執行役又は執行役員制度を併せて導入すべきである。(獨協大, 個人)

(2) 監査・監督委員会の構成・権限等

- ① 監査・監督委員会は、委員3人以上で組織するものとする。
- ② 監査・監督委員は、取締役でなければならず、かつ、その過半数は、

社外取締役でなければならないものとする。

- ③ 監査・監督委員は、監査・監督委員会設置会社若しくはその子会社の業務執行取締役若しくは支配人その他の使用人又は監査・監督委員会設置会社の子会社の会計参与若しくは執行役を兼ねることができないものとする。

- ④ 監査・監督委員会及び各監査・監督委員は、それぞれ、委員会設置会社の監査委員会及び各監査委員が有する権限と同様の権限を有するものとする。

(注1) 監査・監督委員会が選定する監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役かその他の取締役かを問わず、取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 取締役との利益相反取引について、監査・監督委員会が事前又は事後に賛成した場合に、取締役の任務懈怠の推定規定（会社法第423条第3項）を適用しないものとするかどうかについては、なお検討する。

- ⑤ 監査・監督委員会設置会社の取締役会は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、決定しなければならないものとする。

(注) 監査・監督委員会は、監査・監督委員の中から常勤の監査・監督委員を選定しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

②について

- ・ 少なくとも、全取締役の過半数が監査・監督委員であるものとすべきである。（明大）
- ・ 監査・監督委員に占める社外取締役の人数は、補充人員も考慮した選任という実務上の対応に配慮し、「過半数」ではなく、「半数以上」とすべきである。（関経連、印刷連、経団連、鉄鋼連、全銀協、法友会）
- ・ 監査・監督委員に占める社外取締役の人数を半数以上とした場合に、デッドロックになる場面があり得ることを懸念するのであれば、デッドロックとなったときには、社外取締役の過半数の判断を優先する（社外取締役の意見が同数で割れたときには、委員長の判断を優先する。）などの別の工夫により対処することが可能である。（法友会）
- ・ 監査・監督委員会が有効に機能するために、監査・監督委員の少なくとも一人について、財務・会計に関する知見を有し、かつ／又は、財務諸表監査に関する専門的な知見を有する者が選定される必要がある。（J I C P A、内監協）

④の本文について

- ・ 各監査・監督委員が独立して業務財産調査権等を行行使することができるようにすべきである。(日監協)

④の（注１）について

【賛成（意見陳述権を付与）】東弁，一弁，関学大，中大，広修大，明大，総法研，個人２名

- ・ 社長による人事権の独占に対して，一定のチェック効果を持つことを期待することができる。(関学大)
- ・ 経営者に対する監督機能（経営評価機能）という社外取締役の機能を活用することができる。(東弁)

【反対】法友会，個人１名

- ・ 監査・監督委員会が選定する監査・監督委員にのみ特別な権能を付与する根拠が不明である。(法友会)

【その他の意見】

- ・ 意見の形成手続，表明手続について適切な制度設計がされることを条件として，賛成する。(日弁連，札幌弁)
- ・ 社外取締役に監督機能の強化の役割を期待するとの観点からは，意見を述べる監査・監督委員は，社外取締役になければならないとすることが妥当である。(中大)

④の（注２）について

【賛成（推定規定を適用除外）】法友会

- ・ 監査・監督委員の機能に鑑みて適当な取扱いである。(法友会)

【反対】東弁，一弁，二弁，関学大，明大，総法研，個人１名

- ・ 監査・監督委員会において社外取締役に過半数を占めるといっても，取締役会全体からみればその数はいまだ相対的少数であるから，そのような監査・監督委員会の賛成に，会社法第４２３条第３項を適用しないという効果を認めるべきではない。(関学大)

【その他の意見】

- ・ 監査・監督委員会における審議・決定の手続が適切に行われるような制度設計がされることを条件として，賛成する。(日弁連，札幌弁)
- ・ 仮に監査・監督委員会設置会社制度を導入するとしても，同会社に関してのみ，当該特則を設ける合理性が認められない。(阪大)
- ・ 仮に監査・監督委員会について④の（注２）のような仕組みを導入するのであれば，少なくとも，同様に社外取締役に過半数を占める監査委員会に対しては，同様の権能を付与することも検討されるべきである。(AMT)

⑤の（注）について

【賛成（常勤者を必置）】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、関学大、中大、獨協大、広修大、明大、連合、国際企業法務、シティユーワ、総法研、日監協、J I C P A、内監協、個人2名

- ・ 実務上、社内の情報の把握の点等において、常勤者が重要な役割を果たしている。（関学大、中大、獨協大、明大、シティユーワ）
- ・ 非常勤の監査・監督委員のみでは、従業員との日常的な接点が少なくなり、不祥事等に関する従業員からの十分な情報提供が行われず、監査が十分に機能しないことが懸念される。（連合）

【反対】印刷連、渥美、AMT、法友会、サントリー、個人1名

- ・ 監査・監督委員は、取締役会が整備する内部統制システムを利用して組織的な監査を行うことが可能であり、それを前提とすれば、常勤者が必要とまではいえない。（渥美）
- ・ 委員会設置会社においても常勤の委員の選定を義務付けていないこととの整合性を考慮すると、義務付けるべきではない。（AMT、サントリー）

【その他の意見】

- ・ 委員会設置会社の監査委員会においても常勤の監査委員の選定を義務付けるべきである。（内監協、個人）

(3) 監査・監督委員会の経営者からの独立性を確保するための仕組み

- ① 監査・監督委員である取締役は、その他の取締役とは別に、株主総会の決議によって選任するものとする。
- ② 取締役は、監査・監督委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査・監督委員会の同意を得なければならないものとする。
- ③ 監査・監督委員会は、取締役に対し、監査・監督委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査・監督委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができるものとする。
- ④ 監査・監督委員である取締役の解任は、株主総会の特別決議によるものとする。
- ⑤ 各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができるものとする。
- ⑥ 監査・監督委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べる事ができるものとする。

きるものとする。

- ⑦ 監査・監督委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、その他の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとするものとする。
- ⑧ 監査・監督委員である取締役の報酬等は、その他の取締役の報酬等とは別に、定款又は株主総会の決議によって定めるものとし、監査・監督委員である取締役の個人別の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、定款又は株主総会の決議によって定められた報酬等の総額の範囲内において、監査・監督委員である取締役の協議によって定めるものとする。また、各監査・監督委員は、株主総会において、監査・監督委員である取締役の報酬等について意見を述べることができるものとする。

①について

- ・ 監査・監督委員会は、取締役会の内部機関という位置付けであることからすれば、全ての取締役を取締役選任議案で一律選任した後、監査・監督委員となる取締役を取締役会決議で選定する方法とすべきである。(関経連、印刷連)

⑦について

- ・ 監査・監督委員は、監督機能に特化しつつも取締役としての地位にあり、他の取締役と同様に、毎年株主総会で信任を受けるべきであるから、監査・監督委員である取締役の任期は、その他の取締役と同じ1年とすべきである。(印刷連、渥美、日司連、個人)
- ・ 監査・監督委員である取締役の任期は、監査役と同じ4年とすべきである。(個人)

⑧について

- ・ 全取締役の報酬(枠)を株主総会が決定し、その中から、監査・監督委員である取締役分の報酬について取締役会で決定することとすべきである。(印刷連)

その他の意見

- ・ 監査・監督委員に欠員が生じた場合、原則として、臨時株主総会を開催して補充する必要が生じ、企業にとって相当の負担となるため、例えば、株主数が1000名を超える会社又は上場会社等においては、不測の事故により役員に欠員が生じて、次の定時株主総会終了時までの間、その瑕疵を問わないとする解釈を明文化するなどの

工夫を講じていただきたい。(法友会)

(4) 監査・監督委員会設置会社の取締役会における業務執行の決定

監査・監督委員会設置会社の取締役会は、会社法第362条第4項の規定にかかわらず、その決議によって、次に掲げる事項の決定を取締役に委任することができるものとする。

① 重要な財産の処分及び譲受け

② 多額の借財

(注1) 上記のほか、監査・監督委員会設置会社の取締役会の決議によって、支配人その他の重要な使用人の選任及び解任、支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止並びに社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項(会社法第362条第4項第3号から第5号まで)の決定も取締役に委任することができるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 上記以外の重要な業務執行(委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。)に関して、例えば、次のア又はイのような要件を満たす場合に、取締役会の決議によって、その決定を取締役に委任することができるものとするかどうかについては、なお検討する。

ア 監査・監督委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役であること。

イ 上記以外の重要な業務執行(委員会設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。)につき、取締役会の決議によって、その決定を取締役に委任することができる旨の定款の定めがあること。

本文について

【賛成】 東弁、関学大、明大、鉄鋼連、渥美、法友会、国際企業法務、サントリー、日司連、個人1名

【反対】 日弁連、札幌弁、一弁、福岡弁、広修大、総法研、個人1名

- ・ 監査・監督委員会設置会社は、指名委員会及び報酬委員会が設置されないので、監査役設置会社の取締役会における業務執行の決定に準じた規律とすべきである。(日弁連、札幌弁、一弁、福岡弁、総法研、個人)
- ・ 重要な財産の処分及び譲受けや多額の借財のような会社の財務状態に大きな影響を与える可能性のある事項は、取締役会で慎重に審議することとすべきである。(広修大)

【その他の意見】

- ・ 重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財の決定を取締役に委任することとす

る場合、取締役会の監督機能の充実を図るためにも、特別取締役による取締役会決議の報告義務（会社法第373条第3項）や委員会設置会社の執行役の取締役会への報告義務（会社法第417条第4項）のように、委任を受けた取締役は取締役会に報告しなければならない、とする規定を設けることが望ましい。（岡山大、関西大）

- ・ 監査役会設置会社についても、一定の要件（例えば、（注2）のア又はイのいずれか）を満たす場合に、取締役会の決議によって、取締役に決定を委任することのできる事項を拡大することが検討されるべきである。（MHM）

（注1）について

【賛成（重要な使用人の選解任等の決定も委任）】東弁，明大，サントリー，日司連，個人1名

- ・ 監査役会設置会社において取締役に委任可能な事項や、特別取締役による取締役会に委任可能な事項を斟酌しながら、その委任可能な事項を一定の限度まで拡張することが可能と考えられる。他方で、監査・監督委員会設置会社では、指名・報酬委員会及び執行役が置かれず、執行と監督の分離がされていないことから、委員会設置会社において執行役に決定を委任することが可能な事項にまで委任の範囲を拡張することは、妥当ではない。このような観点からすれば、監査・監督委員会設置会社において委任可能な事項は、本文及び（注1）の事項に限定することが適切である。（東弁）

【反対】日弁連，札幌弁，一弁，福岡弁，阪大，関学大，広修大，渥美，総法研，個人1名

- ・ 監査・監督委員会設置会社には、指名委員会及び報酬委員会が置かれられないため、重要な業務執行の決定は、取締役会における審議を通じて慎重に行わせる必要がある。（日弁連，札幌弁，関学大）
- ・ 監査・監督委員会において業務執行取締役に決定権限を委任する場合に、その対象となる事項を、特別取締役制度において特別取締役による取締役会において決議し得る事項よりも広げる必然性はない。（渥美）

（注2）について

【アに賛成（社外取締役過半数を要件）】日弁連，東弁，明大

- ・ 監査・監督委員会設置会社においても、取締役の過半数が社外取締役となった場合には、委員会設置会社において委員会を通して擬似的に確保されている「執行と監督の分離」が実現し、取締役会の監督機能が強化されることから、委員会設置会社において執行役に委任可能とされている事項と同じ事項を取締役に委任可能とすることを検討すべきである。（日弁連，東弁）

【イに賛成（定款の定めを要件）】なし

【ア又はイに反対】日弁連（イについて），札幌弁，東弁（イについて），一弁，福岡弁，

明大（イについて）、広修大、印刷連、渥美、総法研、個人1名

- ・（ア及びイについて）監査・監督委員会設置会社では、委員会設置会社と比較して取締役会の監督機能が後退していることから、取締役会が取締役に決定を委任することが可能な事項の範囲を委員会設置会社と同等のものとするのは妥当でない。（札幌弁）
- ・（アについて）取締役の過半数が社外取締役であるとしても、当該社外取締役の全てが監査・監督委員を兼ねることを要求する趣旨ではないことからすると、監査・監督委員会設置会社の取締役会の監督機能の強化にどのように役立つか不明である。（渥美）
- ・（アについて）委員会設置会社よりも厳しく社外取締役の選任を求める制度となりかねない。（印刷連）
- ・（イについて）監査・監督委員会設置会社制度を選択することが想定される会社は、公開大会社（又は上場会社）と考えられ、このような類型の会社の定款の個々の規定に株主の意思が反映されているとするのは擬制にも近く、定款の規定を根拠に、業務執行者（経営者）に対する委任事項を拡大するのは、株主保護に欠けることになる懸念される。（渥美）

【その他の意見】

- ・ 経営判断の機動性・迅速性を高める観点から、ア及びイの要件を課すことなく、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財のみに限定する合理的理由はなく、重要な使用人の選任及び解任、重要な組織の設置等、社債の募集、簡易組織再編等の決定についても、取締役への委任を認めるべきである。（関経連、経団連、鉄鋼連、損保協、法友会、国際企業法務）
- ・ 社外取締役の監督機能に期待して監査・監督委員会を設置するという制度の趣旨からすれば、監査・監督委員会設置会社における取締役会から取締役への権限の委任は、ア及びイの要件を課すことなく、委員会設置会社における執行役への委任の範囲と同程度とすべきである。（二弁、獨協大、全銀協、法友会）

3 社外取締役及び社外監査役に関する規律

(1) 社外取締役等の要件における親会社の関係者等の取扱い

【A案】① 社外取締役の要件（会社法第2条第15号）を次のとおり見直すものとする。

ア 社外取締役の要件に、株式会社の親会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

イ 社外取締役の要件に、株式会社の取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人の配偶者又は2親等内の血

族若しくは姻族でないものであることを追加するものとする。

② 社外監査役の要件（会社法第2条第16号）を次のとおり見直すものとする。

ア 社外監査役の要件に、株式会社の親会社の取締役、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないものであることを追加するものとする。

イ 社外監査役の要件に、株式会社の取締役又は支配人その他の使用人の配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないものであることを追加するものとする。

（注1） 社外取締役及び社外監査役の要件における、株式会社の親会社の子会社（当該株式会社及びその子会社を除く。）の関係者の取扱いについては、なお検討する。

（注2） 社外取締役及び社外監査役の要件に、株式会社の重要な取引先の関係者でないものであることを追加するものとするかどうかについては、なお検討する。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

社外取締役等の要件の見直しについて

【A案に賛成】 日弁連、札幌弁、一弁、二弁、大阪弁、福岡弁、大阪市大①、阪大、岡山大、香川大、学習院大、関西大、関学大、専大、中大（①イ及び②イのうち、「その他使用人」の親族の部分を除く。）、東洋大、獨協大、広修大、福大、明大、山口大、立命大、早大①、年金連、東証、連合、年金連、東証、連合、ACGA、渥美、アバディーン、ISS、インダス、ウオルター、大阪司（①ア及び②アについて）、オンタリオ、あり方会、株権弁、北加日協、国際CG、コドリントン、コオペラチブ、CG研、シティユーワ、ジュピター、シュローダー、シルチェスター、米教年金、総法研、TRP、トゥイーディー、日監協、JICPA、日本CG、日司連、取締役協、ハーミーズ、平田、ファースト、ベイリー、法親会、個人14名

- ・ 親会社関係者や親族関係者は、類型的に、当該会社及び経営者と利害関係をともにすると考えられ、社外役員の重要な役割である利益相反の実効的な監督機能を期待することができない。（岡山大、中大、年金連、連合、ACGA、アバディーン、ISS、インダス、オンタリオ、株権弁、コオペラチブ、シルチェスター、米教年金、JICPA、法親会、個人）
- ・ 経営者が影響を及ぼすことができる者だけでなく、経営者に影響力を及ぼすことができる立場にある者も、社外取締役から除外されるべきである。（札幌弁、一弁、学習

院大、関西大、山口大、シティユーワ、総法研、日司連)

- ・ 親会社を含む支配株主の関係者や代表取締役を頂点とする役員・従業員の親族関係者は、外形的な公平性に欠け、株主共同の利益を代弁しているとの信頼が得られない。
(東証)

【B案に賛成】東弁、中大(①イ及び②イのうち、「その他使用人」の親族の部分について)、日大、関経連、同友会、中経連、印刷連、経団連、建設連、日商、チェーン協、鉄鋼連、VC協、貿易会、全銀協、貸金協、クレジット協、損保協、大阪司(①イ及び②イについて)、片岡、法友会、国際企業法務、サントリー、ヤフー、楽天、個人11名

A案①ア及び②アに反対する理由について

- ・ 親会社関係者は、企業価値向上のインセンティブを共有しており、当該企業の業務内容等についての知識や経験を持つことから、社外取締役等としての実効性を積極的に評価すべきである。(印刷連、経団連、建設連、鉄鋼連、VC協、全銀協、貸金協、損保協、片岡、法友会、国際企業法務、サントリー、ヤフー)
- ・ 社外取締役が親会社の関係者である場合であっても、経営全般及び経営者監督機能(経営評価機能)と株式会社と経営者及び経営者以外の者との間の各利益相反の監督機能の監督機能を果たすことは可能である。(東弁)
- ・ 親会社の取締役や使用人が当該子会社の社外取締役又は社外監査役となることが禁止されると、子会社に対する監督・監査や効率的なグループ会社経営が困難となる。(クレジット協)

A案①イ及び②イに反対する理由について

- ・ 単に使用人の近親者であることから、当然に株式会社の経営者からの独立性に疑義が生ずるとまでいえるか疑問がある。(貸金協)
- ・ 使用人の近親者も社外取締役等から除外されることになれば、使用人の変動に伴い、社外取締役等に該当するか否かも変動することになり、例えば、近親者の就職を知らずに出席した取締役会決議に瑕疵が生ずるなど、法的に極めて不安定な状況に陥ることになる。また、社員の近親者が社外取締役等を務める企業との組織再編等に支障を来す。(経団連、建設連、チェーン協、全銀協、片岡、法友会)
- ・ 「その他の使用人」の近親者でないことを社外要件とすると、社外要件を満たすかどうかの判断が難しく、社外取締役を選任する会社に困難を強いることになる。
(中大)
- ・ 被選任者が株式会社の取締役等の近親者である場合であっても、選任時にその情報を議案として開示させ、株主がその適否を判断すれば足りる。(大阪司)

その他A案に反対する理由について

- ・ 上場規則において対応すべき事項である。(日大)
- ・ 社外取締役や社外監査役にふさわしいかどうかは、株主総会の役員選任議案にお

いて、現経営陣が選任の理由を示し、株主の判断に委ねるという現行法の枠組みが適当である。(関経連、中経連、経団連、法友会)

- ・ 現在でも、社外取締役等としてふさわしい人格・識見を備えた人材の確保は困難だが、このような見直しがされると、人材確保が更に難しくなる。(同友会、印刷連、鉄鋼連、VC協)
- ・ 監査役会設置会社では最低二人以上を社外監査役とすることが義務付けられており、社外監査役の要件が厳格化されると、取締役の場合以上に人材確保の面で大きな混乱をもたらす。(同友会、損保協)

【その他の意見】

- ・ A案①ア及び②アにつき、5年程度の過去要件を加えるべきである。(渥美)
- ・ A案①イ及び②イにつき、当該株式会社の取締役等の親族だけでなく、親会社、子会社及び親会社の子会社の取締役等の親族でないものであることを追加するとすべきであり、親族の範囲は、「①6等身内の親族、②配偶者、③3親等内の姻族」とすべきである。(渥美)
- ・ 企業的意思決定に関与しない使用人等の親族が社外取締役等に就任しても、有効な監査、監督が困難になるとは考えにくいので、「その他の使用人」は、支配人その他役員に近い影響力を有する重要な使用人に限定すべきである。(日商、チェーン協)
- ・ 親会社の社外取締役については、引き続き子会社の社外取締役・社外監査役との兼任を、また、親会社の社外監査役については、引き続き子会社の社外監査役との兼任を認めるべきである。(総法研、日監協、取締役協)
- ・ 社外取締役としての在任期間及び兼職数に制限を設けるかどうかを検討すべきである。(三菱証)
- ・ 社外取締役の要件を見直すのではなく、東京証券取引所上場規則で定められている独立役員を一人以上選任することを、会社法でも義務付けるかどうかを検討すべきである。(サントリー)
- ・ ①当該会社の代表業務執行役員(CEO)を除く業務執行役員、支配人及びその他の使用人、②当該会社の子会社の取締役、業務執行役員、支配人及びその他の使用人、③当該会社の親会社及びその子会社の取締役、業務執行役員、支配人及びその他の使用人、④当該会社の取締役、業務執行役員、支配人及びその他の使用人の配偶者及び2親等以内の血族及び姻族並びに⑤重要取引先の関係者のいずれでもない者を、「社外独立取締役」とすべきである。(ディレクト)
- ・ 株式会社の業務の適正性に関する取組みを適切に開示するため、事業報告及び株主総会参考書類に、「会社役員のうち取締役、監査役又は監査委員(監査・監督委員)が法務に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」を開示するものとすべきである。(日弁連)

A案の（注1）について

- 【賛成（親会社の子会社の関係者でないものであることを追加）】二弁，大阪弁，青学大，阪大，岡山大，関西大，中大，広修大，立命大，早大①，ACCJ，渥美，ACGA，アバディーン，ISS，インダス，ウォルター，オンタリオ，コオペラチブ，シュローダー，米教年金，日本CG，法親会，個人3名
- ・ 株式会社の親会社の子会社（いわゆる兄弟会社）の関係者は，当該親会社からの独立性が強く疑われる以上，社外取締役・社外監査役の要件においては，当該親会社の関係者と同等に取り扱うべきである。（大阪弁，青学大，阪大，岡山大，中大，広修大，早大①，日本CG）
- 【反対】香川大，経団連，貸金協，法友会
- ・ 当該会社と兄弟会社との関係も様々であり，画一的に取り扱うことは適切ではない。（香川大）
- 【その他の意見】
- ・ 実質的な独立性を確保するという観点から，社外取締役等の要件に，「関連会社」及び「関係会社」（資本関係のある会社）の関係者でないものであることも追加すべきである。（明大（一部））
 - ・ 兄弟会社関係者について，親会社と同程度の過去要件を加えるべきである。（渥美）

A案の（注2）について

- 【賛成（重要な取引先の関係者でないものであることを追加）】日弁連，一弁，二弁，大阪弁，青学大，阪大，岡山大，香川大，獨協大，広修大，明大，立命大，ACCJ，東証，ACGA，渥美，アバディーン，ISS，インダス，ウォルター，オンタリオ，株権弁，コオペラチブ，ジュピター，シュローダー，シルチェスター，米教年金，総法研，日監協，JICPA，ハーミーズ，平田，ファースト，三菱証，個人9名
- ・ 重要な取引先等の関係者についても，取引関係を原因とする経営者への影響力を無視することはできない。（日弁連，一弁，二弁，大阪弁，青学大，阪大，岡山大，広修大，総法研）
 - ・ 当該会社の経営トップは，取引先の選択を通じて，重要な取引先の関係者に対して影響を及ぼす。（香川大，広修大，明大，立命大，株権弁，個人）
 - ・ 重要な取引先関係者を除外しないことは，グローバル・スタンダードにも反する。（東証，シルチェスター，ハーミーズ）
 - ・ 社外取締役及び社外監査役となる者の人材確保の要請は，対象期間の限定等，他の要件で調整することができる。（株権弁，個人）
- 【反対】東洋大，関経連，中経連，経団連，建設連，日商，チェーン協，鉄鋼連，全銀協，貸金協，住金鉦，MHM，ヤフー，楽天，個人2名

- ・ 重要な取引先は、株式会社に重大な利害を有するため、より実効性のある監査を期待することができる。(東洋大)
- ・ 市場環境や組織再編等により、企業の取引関係に変化がある中では、社外性の要件が変動することになり、法的に極めて不安定となる。取引先関係者は、企業の業務内容に知見があり、社外取締役等としての監督機能をむしろ実効的に果たし得る。(関経連、中経連、経団連、日商、鉄鋼連、住金鉱、ヤフー)
- ・ 「重要な取引先の関係者でないもの」という一義的な基準を明確にすることが困難と思われる要件が課されることは、人選面、管理面で負担が生ずるため、現実的な規律とはいえない。(建設連、全銀協)

【その他の意見】

- ・ 法的安定性を確保する観点から、「重要な取引先」の判断基準として、ある取引先に対する株式会社の売上高が一定金額以上であること等の形式的な基準を設けるべきである。(阪大)
- ・ 「重要」かどうかについては、当該取引先との売上高・金融取引の割合のほか、会社における当該取引先の順位（例えば、第1順位から第3順位のように限定する。）等の観点から絞りを掛けることが考えられる。(平田)
- ・ 重要な取引先について、親族要件（配偶者又は2親等内の血族若しくは姻族でないことという狭義の親族要件）を加えるべきである。(渥美)
- ・ 経過措置が必要である。(日監協)
- ・ 社外取締役及び社外監査役の要件に、東京証券取引所の独立役員の独立性の要件と同様に、「当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者」でないものであること、「当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）」でないものであることを追加すべきである。(CG研)
- ・ 社外取締役等の要件とするのではなく、情報開示の充実を図る方法で、取締役の選任議案についての参考書類の記載事項としておけば足りる。(慶大)

(2) 社外取締役等の要件に係る対象期間の限定

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、社外取締役の要件について、社外取締役として就任する前の全期間ではなく、就任する前10年間における株式会社等との関係（就任する前10年間株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものであること。）によるものとする。社外監査役の要件についても、同様の見直しをする（就任する前10年間株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他

の使用人となったことがないものであることとする。)ものとする。

(注) 株式会社の業務執行取締役である者が、これを退任した後に当該株式会社の監査役に就任し、10年以上経過した後に当該株式会社の社外取締役又は社外監査役の要件を満たすこと等がないようにするため、社外取締役及び社外監査役の各要件について、所要の見直しをするものとする。

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、大阪市大①、阪大、関西大、関学大、専大、中大、広修大、福大、立命大、東証、大阪司、片岡、シティユーワ、総法研、JICPA、日本CG、平田、個人1名

【反対】二弁、青学大、岡山大、香川大、山口大、関経連、ISS、日監協、法親会、個人3名

- ・ 退任後一定期間が経過したとしても、経営者との関係が希薄になるとは考えにくい
ため、対象期間の限定はすべきではない。(二弁、青学大、岡山大、香川大、法親会)
- ・ 社外取締役等の要件につき、就任する前の全期間ではなく、就任する前10年間に
おける会社との関係によるものとしないと、人材不足に陥り、社外取締役等の制度が
機能しなくなるという明確なデータは存在しない。限定しないほうが、より当該取締
役等の「社外性」が高まる。(山口大)
- ・ 社外取締役や社外監査役の要件にいわゆる10年のクーリングオフピリオドを設け
るのは妥当ではなく、もし設けるのであれば、日本の労働市場の実態を考え、20年
などのより長期の期間設定をすべきである。(ISS)

【その他の意見】

- ・ 社外取締役の要件の問題と連動させる論理必然性はないことから、(1)のA案を採る
かどうかに関係なく見直しをすべきである。(経産省、関経連、経団連、日商、鉄鋼連、
全銀協、法友会、ヤフー)
- ・ 取締役の任期は原則2年であり、監査役の任期は原則4年であることからすれば、
社外取締役を10年とするのであれば、社外監査役については12年とするのが、制
度論理的には整合的ではある。(明大)
- ・ グローバル化が進み経営に係る速度・技術進歩が著しい現代においては、10年は
長い。上場企業の経営者がおおよそ5年から6年で交代していること等を考えると、
5年程度に緩和すべきである。(経産省、関経連、経団連、日商、損保協、AMT、片
岡、サントリー、CG研、ヤフー)
- ・ 「3年から5年程度」とした上で、個々の社外性の是非は株主の判断に委ねること
が適当である。(全銀協、法友会)
- ・ 10年以上前に業務執行者だったことがある者をあえて候補者とする場合には、提
案者は、選任が議案となる株主総会参考書類に、①当該候補者が10年以上前に有し
ていた当該会社との利害関係に関する具体的な記載及び②あえてその候補者を「社外」

取締役を選任することの必要性・合理性を明記しなければいけないとし、会社はその後の継続開示書類に「かつて業務執行者だったことがある」ことを具体的に記載しなければならない旨等の開示規制を設けるべきである。(シティユーワ、日本CG)

(3) 取締役及び監査役の責任の一部免除

(1)のA案のような見直しをすることとする場合には、次のとおりの見直しをするものとする。

① 会社法第427条第1項に定める契約（責任限定契約）を締結することができる取締役及び監査役は、次のとおりとするものとする。

ア 取締役のうち、株式会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でないもの

イ 全ての監査役

② ①アの取締役に係る最低責任限度額（会社法第425条第1項）の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乘すべき数は、「2」とするものとする（同項第1号ハ参照）。

【賛成】札幌弁（②について）、一弁、福岡弁、大阪市大①、岡山大、関学大、慶大、福大、明大、山口大、立教大、早大①（①ア及び②について）、渥美、大阪司、あり方会、総法研、日司連、MHM、個人2名

【反対】札幌弁（①について）、東弁、二弁、大阪弁、青学大、阪大、香川大、専大、中大、広修大、早大①（①イについて）、関経連、同友会、法親会、個人2名

- ・ 責任限定契約の目的は、専ら、人材確保が困難な社外者の招聘にあったのであるから、それを認める範囲も、社外者に限ればそれで足りる。(札幌弁、東弁、阪大、中大、法親会)
- ・ 業務執行の決定及び監督について任務懈怠が認められる場合の損害は、個々の取締役の業務執行の際の任務懈怠に比較して高額である可能性が高いこと、責任の一部免除をするには、他の方法もあり、損害賠償責任を問うことが不公平であるのであれば、事後救済も可能であること等に照らし、新たな社外性の要件を満たさない場合にも責任限定契約を締結できるようにする必要性は乏しい。とりわけ、これまでの社外監査役か否かに関係なく、全ての監査役との関係で、責任限定契約の締結を許容する理由はない。(大阪弁)
- ・ (①イについて) 全ての監査役を責任限定契約の対象とすることは、監査役制度の趣旨を損なうおそれがある。(早大①)
- ・ 改正により新たに定められた要件における社外取締役や社外監査役についてのみ会社との間で責任限定契約の締結を認めるべきであり、これまで責任の一部免除の対象となっていた社外取締役・社外監査役の中で、新たな要件が設けられた結果、責任の

一部免除の対象から外れる者については、所定の経過期間を設け、その期間経過後に免除対象から外せば足りる。(香川大、広修大)

【その他の意見】

- ・ 社外取締役の要件の問題と連動させる論理必然性はないことから、(1)のA案を採るかどうかに関係なく見直しをすべきである。(経産省、岡山大、関経連、経団連、全銀協、AMT、片岡、国際企業法務)
- ・ 子会社の業務執行取締役及び執行役は、責任限定契約を締結できない者に含めるべきである。(一弁、総法研)
- ・ 責任限定契約を締結できる者は、現行法上の社外取締役及び社外監査役の要件を満たす者に限定すべきである。(平田)
- ・ 責任限定契約を締結できる者に、清算人会設置会社における業務執行を行わない清算人を追加すべきである。(AMT)
- ・ 最低責任限度額の算定に際して、職務執行の対価として受ける財産上の利益の額に乘すべき数は、「2」とするのではなく、「3」や「4」とすることも検討すべきである。(日司連)

第2 監査役の監査機能

1 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定

【A案】 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等についての決定権を有するものとする。

【B案】 監査役（監査役会設置会社にあつては、監査役会）及び監査委員会は、会計監査人の選解任等に関する議案等についての決定権及びその報酬等についての同意権を有するものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

【A案に賛成】 日弁連、札幌弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、岡山大、関学大、慶大、東洋大、獨協大、日大、広修大、明大、山口大、早大①、渥美、ISS、大阪司、GFO、北加日協、CG研、総法研、ディレクト、日監協、JICPA、ハーミーズ、平田、リーガル、個人8名

- ・ 会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等を、会計監査人による監査を受ける立場にある取締役（会）が決定する仕組みは、利益の相反が生ずる可能性があり、会計監査人の独立性が損なわれるおそれがある。(札幌弁、福岡弁、青学大、関学大、獨協大、広修大、早大①、大阪司、GFO、CG研、総法研、日監協、JICPA)
- ・ 現行法における監査役（会）の同意権や提案権が十分機能しているとはいえない。(日

弁連)

- ・ 取締役と監査役の意見が一致しない場合に監査役のほうが妥協せざるを得ないという事態を避けられ、また、監査役への情報の集まり方が充実する。(一弁、渥美)
- ・ 資本市場において投資家の信頼を得るために、会計監査人の外観的独立性を担保するガバナンスの仕組みが必要である。(J I C P A, ハーミーズ, リーガル)
- ・ 会計監査人の報酬について、監査を受ける側の経営者は、適切な監査時間の確保よりも、同業他社の報酬や会社業績への配慮を優先する傾向にある。現在、監査役(会)又は監査委員会は、会計監査人の報酬等についての同意権を有するが、十分な情報が監査役(会)又は監査委員会に伝達されていない状況で不同意とすることは困難であり、限界がある。(J I C P A)
- ・ 当事者である会計監査人が、監査役に選解任等及び報酬等の決定権を与えることで独立性を確保すべきであると考えており、その見解を尊重すべきである。(日監協)
- ・ 業務執行を監査する監査役(会)が業務執行をすべきでないという指摘は、執行対象たる業務の内容を考慮しない点で形式論に過ぎる。(渥美)

【B案に賛成】関西大、個人1名

- ・ 監査業務における監査役(会)又は監査委員会と会計監査人の連携を重視すれば、選解任等に関する議案等についての決定権は、監査役(会)又は監査委員会が有するものとするのが適切である。しかし、会計監査人の報酬等については、費用支出に関する経営判断の要素が強く、監査役らがそうした任務を果たすにふさわしいとは思われない。(関西大)

【C案に賛成】東弁、経産省、大阪市大①、阪大、中大、立教大、同友会、中経連、印刷連、経団連、建設連、日商、V C 協、貿易会、全銀協、貸金協、損保協、片岡、法友会、国際企業法務、ジュピター、取締役協、ヤフー、楽天、個人12名

- ・ 会計監査人の独立性は、監査役(会)又は監査委員会が、同意権や議案提出請求権等を適切に行使することにより、十分確保することができる。(経産省、阪大、同友会、中経連、経団連、建設連、日商、V C 協、貿易会、全銀協、貸金協、損保協、法友会、楽天)
- ・ 利益相反のリスクは、会計監査人自身が職業倫理の強化や見識の向上を図り、また、監査役が既に有する権限を会計監査人と連携しながら適切に行使することにより、排除することができる。(中経連)
- ・ 財務報告に係る内部統制の監査や、財務諸表監査における内部統制の評価等において、会計監査人は、統制環境の一部として監査役(会)の機能を評価するのであり、監査役(会)も会計監査人による監査を受ける立場にある。(個人)
- ・ 監査役等に決定権限を付与することは、監査役等に業務執行に関する権限を付与することとなる。(中経連、印刷連、V C 協、法友会、国際企業法務)

- ・ 独任制や4年任期等，非常に強い地位・権限を有する監査役に，更に強い権限を与えることに反対である。（貿易会）
- ・ A案又はB案を採った場合，会計監査人の選解任等に関する取締役の責任が曖昧になる弊害がある。（大阪市大①）
- ・ A案又はB案を採った場合，経営者の意見と監査役（会）との意見が対立したときに，監査役（会）は，株主総会の開催に間に合うよう短期間で新たな会計監査人候補を選ばなければならなくなるなど，監査役（会）に過大な負担を強いることになる。（中大，取締役協）
- ・ 監査役等の交渉力を鑑みると，監査報酬の高額化を招くおそれがある。（印刷連）

【その他の意見】

- ・ 監査委員会のみ会計監査人の報酬等についての決定権を有するものとすべきである。（東弁，法親会）
- ・ 監査役が，会計監査人の監査の十分性を確保する責任を負う旨が法文上明らかにされるのであればA案を支持するが，そうでなければ，C案を支持する。（個人）
- ・ A案を採る場合，取締役会に同意権を付与すべきである。（個人）
- ・ 会計監査人の選任議案等及び報酬等についての決定をするためには，監査役又は監査委員のうち少なくとも一人は，財務・会計に関する知見を有し，かつ，財務諸表監査に関する知見を有する者が選任される必要がある。（J I C P A，内監協）
- ・ 監査役会設置会社においては，監査役候補者の選定について監査役会が権限を有するものとすべきである。（C G 研）
- ・ 監査役会及び監査委員会は，監査役及び監査委員の選解任等に関する議案等の決定権を有するものとすべきである。（個人）
- ・ 無用なコスト増への歯止めについては，例えば，監査費用を参考に，会社が過大であると証明した場合に減額することができるとする方法等も考えられる。（一弁）
- ・ 会計監査人の報酬等は，個別企業が直接支払うのではなく，任意の団体等に支払い，そこから支給する制度とするのがよい。（明大）
- ・ 監査役職責遂行の実効性をより高める観点から，例えば，いわゆる内部統制システムを利用した組織的監査が実効的に行われているかなどについて株主の信任を問う機会を設けるため，監査役任期は，取締役と同期させるほうが望ましい。（渥美）

2 監査の実効性を確保するための仕組み

株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について，監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図るとともに，その運用状況の概要等を事業報告の内容（会社法施行規則第118条等）に追加するものとする。

（注） 監査役の一部の選任に関し，株主総会に提出する議案の内容に従業員が決定す

るものとするかどうかについては、なお検討する。

本文について

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁（前段について）、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、大阪市大①、阪大、岡山大、関西大、関学大、慶大、中大、東洋大、獨協大、広修大、福大、山口大、立教大、早大①、チェーン協、渥美、AMT、大阪司、あり方会、北加日協、サントリー、総法研、日監協、J I C P A（後段について）、日司連、取締役協、平田、法親会、個人6名

【反対】東弁（後段について）、同友会、中経連、印刷連、建設連、国際企業法務、ディレクト（前段について）、楽天、個人4名

- ・ 趣旨には賛同するが、会社の置かれた状況は多様であって、会社法で一律に規定すべきものではない。（同友会）
- ・ 監査の実効性の確保は、各企業が経営のシステムの中で自主的に取り組むべき課題である。（中経連、国際企業法務、楽天）
- ・ 現行法の下でも、監査役は十分な監査や情報収集をすることができ、更なる実効性確保のための体制の充実・具体化を図る必要があるのか疑問である。（印刷連、建設連、ディレクト）
- ・ 後段について、運用状況の概要等については、事業報告の内容とするのではなく、これに対する監査結果を監査役（会）又は監査委員会の監査報告に記載させることとすべきである。（東弁）

【その他の意見】

- ・ 総論的には反対の意見はない。ただし、提出者に過大な負担とならない工夫は極めて重要である。（貿易会）
- ・ 事業報告の内容の追加は、小規模な会社になるほど負担が大きくなるため、公開会社に限定すべきである。（日商）
- ・ 現行の金融商品取引法上の内部統制報告制度が適用される会社において、監査役への情報伝達経路等の複雑化（会社内における複数経路の設置）を招くおそれがあるので、規定の充実・具体化等を図る前提として、会社法上の内部統制システムと金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制との関係の明確化及び代替適用の要否等について事前に十分な議論をし、また、相応の準備期間を設けることが必要である。（全銀協）
- ・ 規定を具体化するに当たっては、各企業がその経営の実情に応じて適切と考える体制を整備することができるよう、形式的・画一的な基準を設けるのではなく、各企業がこのような体制の内容を開示することを通じて、株主の判断に委ねることが妥当である。また、こうした見直しをするに当たっては、実務への過大な負担や監査の形式化・画一化を引き起こすことのないよう、十分な配慮が必要である。（経産省）
- ・ 特に異論はないが、提案として具体性に欠ける。具体的にどうすれば監査の実効性

が確保できるのか、一層掘り下げて検討されるべきである。(明大)

- ・ 監査スタッフの人数を事業報告の内容とすべきである。(慶大)
- ・ 内部統制システムに関する事項に「監査役と内部統制（監査）部門との連携」を追加すべきである。(日監協)
- ・ 内部統制システムに関する事項に、「内部監査が実効的に行われることを確保するための体制」及び「内部監査部門、会計監査人及び監査役、監査委員会又は監査・監督委員会の連携を確保するための体制」を追加すべきである。(内監協)
- ・ 企業不祥事の再発防止策については、監査役の情報収集の手段を充実させるため、公益通報者保護法とは別に、内部統制の一環として内部通報制度の規律が必要である。(青学大)
- ・ 常勤の社外監査役の選任を義務付けるべきである。(個人)
- ・ 専任か兼任かを問わず、1名以上の監査役の補助使用人の設置を義務付けるべきである。(日監協)
- ・ 監査役の権限については、妥当性監査が許されないのではないかとといった疑義を明らかにするために、事前監査の領域においては相当性に及ぶことを明確にすべきである。(青学大)

(注) について

【賛成（監査役の一部の選任議案を従業員が決定）】連合

- ・ 監査に資する情報を有する従業員と監査役との信頼関係の構築という観点から、従業員選任監査役は意義がある制度である。(連合)

【反対】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、関学大、中大、東洋大、立教大、同友会、印刷連、経団連、日商、VC協、渥美、AMT、あり方会、片岡、法友会、総法研、ディレクト、日監協、取締役協、平田、法親会、個人6名

- ・ 所有と経営の分離という会社法の原則に反する。(一弁、立教大、総法研)
- ・ 会社と従業員との関係については、労働法分野に任せることにより規整するのが妥当である。(東洋大)
- ・ 会社に対して善管注意義務を負うべき監査役について、特定のステークホルダーの代表という位置付けをすることは、他のステークホルダーとの利益相反が生じて適切ではないし、適正な監査に支障を来すおそれもある。(東弁、印刷連、経団連、日商、VC協、AMT、片岡、法親会)
- ・ 従業員から選任された監査役は、会社（株主）と従業員の板挟みになりかねないなどの問題がある。(日弁連、札幌弁)
- ・ 従業員出身の経営者が多い現在の状況において、更に従業員の利益を反映させる制度を設けることは、株主利益の確保の観点から問題がある。(中大)
- ・ 監査役の一部の選任に関する議案の内容の決定権を従業員が有することの正統性及

び決定権を持つ従業員の範囲について、疑義がある。(関学大)

- ・ 「監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化」を図ることで、本提案の趣旨は十分に実現される。(日監協)
- ・ 監査役は、既に報告請求権を有しているほか、各社の実情に応じた内部通報制度や内部統制システムを通じて、従業員と監査役との連携や情報の適切な共有化を図ることができる。(渥美, あり方会, 法友会)
- ・ 従業員が出世して監査役となる例が多いので、従業員出身の監査役の選任を義務付けることが必要とまではいえない。(日弁連)
- ・ 従業員選出監査役に従業員が選ばれると、当該監査役(従業員)が負う代表訴訟リスクも小さくないと思料されるところ、このようなリスクを一従業員に負わせることは現実的ではない。(法友会)

第3 資金調達の場合における企業統治の在り方

1 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等

(1) 株主総会の決議の要否

公開会社が、ある引受人(当該公開会社の親会社等を除く。)に募集株式を割り当てることにより、当該引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなるような第三者割当てによる募集株式の発行等を行う場合に、株主総会の決議を要するものとするかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 原則として株主総会の普通決議を要するものとする。ただし、取締役会が当該募集株式の発行等による資金調達の必要性、緊急性等を勘案して特に必要と認めるときは、株主総会の決議を省略することができる旨を定款で定めることができるものとし、そのように定めた場合には、総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主が一定期間内に異議を述べない限り、当該定款の定めに基づく株主総会の決議の省略が認められるものとする。

【B案】 総株主の議決権の4分の1を超える数の議決権を有する株主が一定期間内に当該募集株式の発行等に反対する旨を通知した場合には、株主総会の普通決議を要するものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

(注1) A案又はB案によることとする場合に、当該引受人が総株主の議決権の3分の1を超える数の議決権を有することとなるような第三者割当てによる募集株式の発行等にまで規律の対象を広げるかどうかについては、な

お検討する。

(注2) 第三者割当てによる募集新株予約権の発行等の取扱いについては、なお検討する。

本文について

【A案に賛成】最高裁（一部）、日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、阪大、岡山大（本文のみ）、関西大、慶大（本文のみ）、西南大、専大、中大、東洋大、福大、明大、山口大、早大①、年金連、東証、ACGA（本文のみ）、渥美、アバディーン（本文のみ）、ISS、インダス（本文のみ）、大阪司、オンタリオ（本文のみ）、GFO、北加日協、コドリントン、コオペラチブ（本文のみ）、JPモルガン、シティユーワ、シュローダー、米教年金（本文のみ）、総法研、TRP、トゥイーディー、日司連、ハーミーズ、平田、ベイリー、リーガル、個人7名（うち1名は本文のみ）

- ・ 支配株主の異動については、経営者ではなく株主が決定すべきである。（一弁、大阪弁、慶大、明大、年金連、ISS、総法研）
- ・ 募集株式の発行により支配株主の異動が生ずる場合、既存株主の利益に与える影響が大きい。（西南大、中大、山口大、大阪司）
- ・ 支配株主の移動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等については、不公正発行に該当するか否かが保全事件において争われる場合が多いが、そのような事例は、裁判所に持ち込まれるよりも前に、株主総会において株主間で議論がされるほうが望ましい。（最高裁（一部））
- ・ 現行の実務で用いられる「主要目的ルール」は、支配権の変動に関する適切なルールとなっていない。（一弁、関西大、総法研）
- ・ 会社の経営者が取締役会の決議で支配株主を選択することを可能とするという第三者割当て増資の弊害を抑止する方法として、取引所による規則等ではその実効性に限界があることに鑑み、株主総会の関与を法制化することに合理性がある。（日弁連、東弁、福岡弁、渥美）
- ・ B案によると、株主総会決議を求めるためには、総株主の議決権の4分の1を超える数の議決権を有する株主の反対通知が必要となるが、これを満たすことは難しい。（一弁、青学大、シティユーワ、総法研）
- ・ 簡易組織再編に比して、支配株主の異動は、株主全体に影響を及ぼすから、B案よりも簡易な要件で株主総会の開催を可能とするA案が妥当である。（大阪弁）

【B案に賛成】最高裁（一部）、獨協大、広修大、JPモルガン、ジュピター、個人2名

- ・ 支配株主の移動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等については、不公正発行に該当するか否かが保全事件において争われる場合が多いが、そのような事例は、裁判所に持ち込まれるよりも前に、株主総会において株主間で議論がされるほうが望

ましい。(最高裁(一部))

- ・ 企業活動の機動性を考えると、株主総会決議は重過ぎる。他方、経営支配者の基礎的変更となる重要性を勘案すると、一定の要件(提示されているような総株主の議決権の4分の1超)の規定も考慮すべきである。(獨協大)
- ・ 支配株主の異動を伴う第三者割当てによる募集株式の発行等は、新たな支配株主を既存株主が選ぶという点において、簡易組織再編との類似性を有するため、その例外として株主総会が必要となる場合と同様に考えるべきである。(広修大)

【C案に賛成】立教大、関経連、同友会、全中、中経連、印刷連、経団連、日商、チェーン協、貿易会、全銀協、クレジット協、AMT、片岡、法友会、国際企業法務、サントリー、取締役協、法親会、ヤフー、個人2名

- ・ 株主総会決議が必要となれば、資金調達の機動性が害される。(立教大、関経連、中経連、印刷連、経団連、貿易会、全銀協、クレジット協、AMT、片岡、法友会、サントリー、ヤフー)
- ・ 株主総会での決議をとれば株主を保護することができるという議論が、本当に妥当性のある話なのかどうか疑問がある。(立教大)
- ・ 取引所規則や企業内容等の開示に関する内閣府令において、大規模な第三者割当てに対する規制が導入されており、その効果を検証する必要がある。(関経連、同友会、中経連、経団連、日商、全銀協、AMT、法友会、ヤフー)
- ・ 株主総会を開催する間に株価が大きく変動する可能性があり、結果として会社の資金調達が困難になる懸念がある。(AMT)
- ・ 技術開発型のベンチャー企業や中小企業の中にも会社法上の公開会社に該当するものがあり、このような会社が外部から出資を受け入れ、事業を拡大する場合に、この規定の存在が資金調達の迅速性を害するおそれがある。(日商)
- ・ 銀行の自己資本に関しては、世界的に規制の強化が図られつつあるところ、機動的な資本調達を阻害する規制の導入は、特に主要行に対して国際競争力や格付等の面でも悪影響を与えかねない。(全銀協)

【その他の意見】

全般について

- ・ 規制の潜脱を防ぐため、引受人が有することとなる議決権数の算定にあたっては、一定期間に行われた第三者割当てを全て合算するようにすべきである。(阪大)
- ・ 支配株主の異動を伴うものでなくとも、一定規模以上の第三者割当てについては株主の承認を要するものとすべきである。(インダス、シュローダー、シルチェスター、TRP、ベイリー、個人)
- ・ いわゆる公募増資に際して証券会社が引受人として有価証券を取得する場合が対象外となるよう、検討すべきである。(金法委、MHM)
- ・ 株主総会を要する場合の決議要件は、特別決議とすべきである。(青学大、阪大、

専大，広修大，早大①（一部），個人）

- ・ 株主総会決議の例外として，独立取締役が過半数を構成する取締役会又は独立取締役が過半数を構成する特別委員会の決議を経た場合には，株主総会の決議を要さないこととする案も検討されるべきである。（経産省）

A案について

- ・ 取締役会が特に必要と認めるときという要件は，不明確である。（貿易会，全銀協，渥美，金法委，法友会，MHM，ヤフー，個人）
- ・ 取締役会が特に必要と認めるときには，株主の異議にかかわらず，株主総会の決議の省略を認めるべきである。（中大（一部），早大①，金法委，NOT，MHM）
- ・ 取締役会が特に必要と認めるときには株主総会の決議を省略することができる旨の例外は，認めるべきではない。（岡山大，慶大，ACGA，アバディーン，インダス，オンタリオ，コオペラチブ，米教年金）
- ・ 取締役の選任決議との平仄から，会社法第341条と同様，普通決議の定足数の排除を認めない扱いとすべきである。（早大①（一部））
- ・ 取引に利害関係を有する関係当事者及び親会社は，株主総会における投票を禁じられるべきである。（ACGA，アバディーン，インダス，オンタリオ，コオペラチブ，米教年金）

B案について

- ・ 例外要件を満たすケースは限定的であると考えられ，現行の会社法と実質的に変わらない可能性があることから，反対の通知をする株主の持株割合について「4分の1」という要件の緩和を検討すべきである。（シティユーワ）
- ・ 定款で株主総会の普通決議について定足数を排除している会社において，1個の議決権を有する株主が反対通知を行うだけで株主総会の普通決議を要することになってしまうことは，妥当でない。（MHM）

（注1）について

【賛成（広げるべき）】 東弁，一弁，大阪弁，青学大，阪大，岡山大，中大，明大，早大①（一部），東証，ACGA，アバディーン，インダス，オンタリオ，コオペラチブ，シティユーワ，米教年金，総法研，TRP，ハーミーズ，平田，ベイリー，個人3名

- ・ 引受人が総株主の議決権の3分の1を超える数の議決権を有することとなる場合には，實際上，引受人が公開会社を支配することが可能となる。（東弁，一弁，青学大，阪大，中大，明大，東証，ACGA，アバディーン，インダス，オンタリオ，コオペラチブ，シティユーワ，米教年金，総法研，ハーミーズ）

【反対】 札幌弁，金法委

- ・ 3分の1では，支配権の異動があるとはいえない（例えば，累積投票制度を採用し

ない会社の場合、取締役を1名も選任することができない立場にある。）。(札幌弁)

- ・ 「3分の1超」という、一義的に明確な支配権の変動が生じているといえない状況下で同様の規律を課すことは、バランスを失っており、実務への影響も大き過ぎる。(金法委)

(注2) について

- ・ 第三者割当てによる募集新株予約権の発行等についても、募集株式の発行等と同様の規律を設けるべきである。(日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、阪大、中大、明大、ISS、総法研)
- ・ 目的株式の数に上限が設けられず、算定方法だけが定められる場合もあり得るが、その場合には、常に株主総会決議を要求することで対処すべきである。(阪大)
- ・ 市場株価に連動して行使価格が変動する新株予約権等については、有価証券届出書の記載と同様、発行決議日時点の株価等に基づいて潜在議決権を計算すべきである。(MHM、個人)

その他の関連意見

- ・ 会社法第201条第3項の通知は、有利発行の場合にも必要となるものとすべきである。公開会社が、株主総会の特別決議を経ずに有利発行をした場合、同条第3項、第4項の通知・公告もなく、新株発行無効の訴え・自己株式処分の訴えの出訴期間は6か月である。これでは、非公開会社についての出訴期間を1年としたことの趣旨(株主が知らない間に募集株式の発行等が行われた場合の措置)と整合しない。(岡山大)
- ・ 公開会社については、発行可能株式総数が発行済株式総数の2倍を超えてはならないこととするなど、募集株式の発行等に関する取締役会の権限を制限することを検討すべきである。(日司連、個人)

(2) 情報開示の充実

公開会社は、(1)の募集株式の発行等に際しては、払込期日又は払込期間の初日の2週間前までに、株主に対し、次に掲げる事項を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

- ① 当該募集株式の発行等により総株主の議決権の過半数を有することとなる引受人の氏名又は名称及び住所
- ② 当該募集株式の発行等により当該引受人が有することとなる議決権の数

(注1) 本文に掲げる事項のほか、株主に対して通知しなければならない事項としては、例えば、次に掲げるものが考えられる。

- ア 当該募集株式の発行等に際して当該引受人に割り当てられる募集株式に係る議決権の数
- イ 当該募集株式の発行等についての取締役会の判断の内容
- ウ 社外取締役を置く会社において、イの事項についての社外取締役の意見が取締役会の判断の内容と異なる場合には、当該意見
- エ 当該募集株式の発行等についての監査役又は監査委員会の意見
- (注2) 上記と同様の事項が有価証券届出書(金融商品取引法第5条第1項)等の内容として開示されている場合には、株主に対する通知を要しないものとする(会社法第201条第5項参照)。

本文について

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、阪大、関西大、慶大、東洋大、広修大、福大、明大、山口大、早大①、東証、渥美、大阪司、あり方会、片岡、国際企業法務、サントリー、総法研、日監協、日司連、平田、法親会、個人1名

【反対】印刷連

- ・ 上場会社における新株発行については、証券取引所による適時開示ルールが設けられており、それに加えて会社法上で同様の規制を設ける意義に疑問を感じる。(印刷連)

【その他の意見】

- ・ 支配株主の異動を伴う第三者割当てに際しては、現在でも、取引所規則により、経営陣から一定程度独立した者による必要性及び相当性に関する意見の入手等が求められている。新たな規律を設ける前に、まずは当該制度の導入の効果を見極める必要がある。(経団連)
- ・ 非上場の公開会社においてまで同種の規律を適用すると、相当に実務負担が増大し、機動的な資金調達その他の企業活動に影響を与える可能性が高いことから、実態を踏まえた慎重な検討が必要である。(法友会)
- ・ 募集新株予約権についても、同様の規律を設けるべきである。(総法研)
- ・ 規律の対象を、第三者割当ての場合一般に広げるべきである。(阪大、早大①(一部))
- ・ 有価証券届出書について、組込方式・参照方式を利用する場合には払込期日の7日前までの提出で足りるものとされているのと同様の観点から、会社法第201条第3項による原則的な通知・公告の期限を後ろ倒しにする余地がないのか、併せて検討することが望ましい。(法親会)

(注1) について

- ・ (ウについて) 取締役会の承認を得ている案件について社外取締役の反対意見だけを開示するのは、株主の判断を歪めることになる。(個人)

(注2) について

- ・ (1)でA案に賛成する立場から) 会社法第201条第5項は、取締役会決議で募集株式を発行する場合の株主への情報開示に関するもので、元々、株主は議決権を行使する機会を有しないが、本項目での情報開示は、株主総会の普通決議を求める機会に関するものであるから、株主への情報提供の意図が異なる。したがって、有価証券届出書では代替できないと考える。(大阪弁)
- ・ (注2)のような取扱いを採用するのであれば、「金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社」である旨を登記事項に加えるべきである。(日司連)

2 株式の併合

(1) 端数となる株式の買取請求

- ① 株式会社が株式の併合(単元株式数に併合の割合(会社法第180条第2項第1号)を乗じて得た数が整数となるものを除く。)をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずるときは、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち端数となるものを公正な価格で買い取することを請求することができるものとする。

(注1) 反対株主は、端数となる株式の一部についてのみ買取請求をすることはできないものとする。

(注2) 買取請求をしなかった株主の有する株式のうち端数となるものの処理は、会社法第235条に定める手続によるものとする。

(注3) 併合の割合が一定割合(例えば、10分の1)を上回る割合(例えば、5分の1)である株式の併合についても、端数となる株式の買取請求を認めないものとするかどうかについては、なお検討する。

- ② 「反対株主」とは、次に掲げる株主をいうものとする。

ア 会社法第180条第2項の株主総会(株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。)に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

イ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

- ③ ①の株式の併合をする株式会社は、株主総会(種類株主総会を含む。)の日の2週間前の日又は④の通知若しくは公告の日のいずれか早い日から株式の併合がその効力を生ずる日(以下2において「効力発生日」という。)後6か月を経過する日までの間、会社法第180条第2項各

号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 本文の事項のほか、上記の書面又は電磁的記録に記載又は記録しなければならない事項としては、会社法第235条に基づく端数の処理の方法に関する事項、当該端数の処理により株主に交付される金銭の額に関する事項等が考えられる。

- ④ ①の株式の併合をしようとする株式会社は、効力発生日の20日前までに、その株主（種類株式発行会社にあつては、併合する株式の種類の種類株主）に対し、株式の併合をする旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ⑤ 端数となる株式の買取請求は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間にしなければならないものとする。
- ⑥ 端数となる株式の買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができるものとする。
- ⑦ 端数となる株式の買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から60日以内にその支払をしなければならないものとする。
- ⑧ 株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができるものとする。
- ⑨ 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する⑦の期間の満了の日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。
- ⑩ 端数となる株式の買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。
- ⑪ 株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から6か月間、その本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主及び効力発生日に当該株式会社の株主であつた者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

⑫ 株式会社が端数となる株式の買取請求に応じて株式を取得する場合には、自己株式の取得財源に関する規制（会社法第461条第1項）は適用されないものとする。この場合において、当該請求をした株主に対して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、同法第464条の責任と同様の責任を負うものとする。

（注） 上記のほか、端数となる株式の買取請求に関する手続等については、組織再編等における株式買取請求制度に準じて、所要の規定を設けるものとする。

制度の創設について

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、経産省、青学大、大阪市大①、阪大、岡山大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、チェーン協、貿易会、渥美、大阪司、あり方会、片岡、株権弁、法友会、国際企業法務、サントリー、総法研、NOT、平田、法親会、MHM、個人8名

【反対】 個人1名

- ・ 端数処分制度自体の問題解決によるべきである。（個人）

制度設計について

①について

- ・ 買取請求をすることができる株主を反対株主に限定すべきではない。（札幌弁、慶大、広修大、明大）
- ・ 反対株主以外の株主については、端数株式売却許可事件の手続に参加をすることにより、一定の保護がされ得る。（最高裁（一部））

①の（注3）について

【賛成（認めないものとすべき）】 経産省、中大、経団連、MHM

- ・ 併合の割合が一定割合を上回る割合である株式の併合については、濫用的に使用されるおそれが大いとはいえない。（経産省）
- ・ 企業の資金負担や手続コストの増加を踏まえ、真に対処が必要なケースに限定した制度とすべきである。（経団連）
- ・ 株式の併合は、私的整理において金融支援が行われるに際して、株主が責任を取る方法として実務上用いられているところ、単元株式数の定めがない会社について、常に株式買取請求が認められることとなると、事業再生の場面で株式の併合を行うことができず、実務上不都合が生ずることが予想される。（MHM）

【反対】 東弁、一弁、大阪弁、青学大、あり方会（一部）、株権弁、総法研、平田、法親

会，個人7名

- ・ 併合の割合が一定割合を上回る場合でも，株式の分布状況や併合前の株式の価値によっては，端数株主の利益に大きな影響が生じ得る。（大阪弁，総法研，法親会）
- ・ 併合の割合が一定割合を上回る株式併合を繰り返すこと等による潜脱のおそれが否定できない。（大阪弁，あり方会（一部））
- ・ 併合の割合が一定割合を上回る株式併合であれば，買取りに要する資金も少なく会社の財産状況に対する影響も小さいので，買取請求を制限する必要性も低い。（大阪弁）

⑩について

- ・ 端数となる株式の買取請求は，吸収合併存続会社等における株式買取請求よりも，会社法第116条等に基づく株式買取請求に近いので，後者に関する現行法の規律と同様，買取りの効力は代金支払時に生ずるものとすべきである。（総法研）

⑫について

- ・ 会社法第464条が予定する事態を生じさせ得る株式併合であっても，合理的な必要性が存在する場合もあり得ること，当該株式併合及びこれに伴う株式買取請求の結果として債権者が害される事態が生ずるとは限らないこと，債権者において取締役の第三者責任を追及する余地もあること等の事情を勘案すれば，同条と同様の責任を設けるべきとは思われない。（法親会）
- ・ 債権者保護のため，会社法第461条の取得財源規制を及ぼすべきである（その場合，財源規制に違反したことによる同法第462条の責任を課すことが望ましい。）。（中大（一部））

その他の関連意見

- ・ 事前に代金相当額を供託させ，競売不調の場合や一定期間内に売却がされない場合には，会社に強制的に端数合計分を購入させたこととするなどをして，締め出される株主側から会社側に売却不調のリスク負担の転嫁をすべきである。（立命大）

(2) 発行可能株式総数に関する規律

- ① 株式会社が株式の併合をしようとするときに株主総会の決議によって定めなければならない事項（会社法第180条第2項）に，効力発生日における発行可能株式総数を追加するものとする。
- ② ①の発行可能株式総数は，株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。ただし，株式会社が公開会社でない場合は，この限りでないものとする。
- ③ 発行可能株式総数についての定款の定めは，効力発生日において，①の株主総会の決議に従って変更されるものとする。

【賛成】日弁連，札幌弁，東弁，一弁，大阪弁，福岡弁，経産省，青学大，大阪市大①，阪大，岡山大，関西大，慶大，中大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，早大①，経団連，貿易会，渥美，大阪司，あり方会，片岡，株権弁，法友会，国際企業法務，サントリー，総法研，日司連，平田，法親会，個人7名

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 現行法の立法上の不備が顕在化し得るのは公開会社においてのみであり，①の義務付けについては，公開会社に限るべきものとする。（チェーン協）
- ・ 「4倍」ではなく，「2倍」とすることも検討すべきである。（日司連）
- ・ 株式の消却の場合も，同様の規律を加えるべきである。この場合の発行可能株式総数に関する定款変更については，株主総会決議を不要とすべきである。（岡山大）

3 仮装払込みによる募集株式の発行等

募集株式の発行等に係る払込みの仮装に関与した者の責任を，次のとおり見直すものとする。

- ① 当該募集株式の引受人は，払込期日又は払込期間の経過後も払込みの義務を負うものとする。

（注） 当該義務は，会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

- ② 当該払込みの仮装に関与した取締役又は執行役は，株式会社に対して，連帯して，仮装した払込みの金額に相当する額を支払う義務を負うものとする。ただし，その者（当該払込みの仮装をした取締役又は執行役を除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は，この限りでないものとする。

（注） 株式会社の設立時における株式の発行に係る払込みが仮装された場合についても，①及び②と同様の規律を設けるものとする。

【賛成】日弁連，札幌弁，東弁，一弁（②ただし書を除く。），大阪弁，福岡弁，経産省，青学大，大阪市大①，阪大，関西大，慶大，西南大，専大，中大，東洋大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，立命大，早大①，経団連，貿易会，貸金協，渥美，大阪司，片岡，金法委，法友会，国際企業法務，サントリー，総法研（②ただし書を除く。），日司連，平田，法親会，個人3名

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 「仮装」や「関与」の内容をできる限り明確にすることが望ましい。（日弁連）
- ・ 仮装払込みにより発行された募集株式の引受人は，①の義務を履行するまでは株主

としての権利を行使することができない旨の明文の規定を設けるべきである。(日弁連, 一弁, 総法研)

- ・ 引受人の主観的要件を一切問わないでよいかどうかについて, なお検討すべきである。(平田)
- ・ 責任に関する過失の要否については, 損害がないとも考えられる場合に定める法定の損害賠償責任に過ぎない以上, 過失責任と解すべきである。ただし, 当該払込みを仮装した取締役等については, 原則として過失があると考えられるので, 立証責任を転換することとすべきである。また, その他の関与した取締役については, 過失の点を請求者に立証させるべきであり, 立証責任を転換すべきでない。(一弁, 総法研)
- ・ 外見上も全く払込みがない場合について, 仮装払込みの場合と同様の取扱いをすべきか又はすべきでないかも, 併せて検討する必要がある。(阪大)
- ・ 試案では仮装の「払込み」に限定されているが, 金銭以外の財産の「給付」についても, 同様の義務に関する規定を設けるかどうかについて, なお検討を要する。(日弁連)
- ・ 「払込みの義務」とは, 有効な払込みとするための出資義務のことか, 法定の特別責任とする趣旨かが明らかでない。前者であれば, 見せ金の出資者は会社に対して貸付債務を負うので, 事実上の問題は別として, 価値の移転は起こっていないと考えられる。また, 後者であれば, ①の義務を果たした者が株主になることについて, 説明が必要となる。なお, 前者とするのであれば, 会社法第212条第1項第1号の場合との平仄から, ②の規制は不要と考える。(岡山大)
- ・ 引受人や取締役等が義務を履行した場合に誰が株主となるのかについて, 検討する必要がある。(一弁, 山口大, 渥美, 総法研)
- ・ 新株予約権の行使による新株発行についても, 同様の対処が必要である。(立命大, 平田)
- ・ 引受人の払込義務及び取締役等の支払義務の履行によって会社に支払われた金銭の反対勘定科目は, その他資本剰余金となるのか, 検討を要する。(NOT)
- ・ 仮装払込みを抑止すべく, 仮装払込み自体に対する罰則規定を創設することも考えられる。(平田)

4 新株予約権無償割当てに関する割当通知

新株予約権無償割当てに関する株主及び登録株式質権者への割当通知(会社法第279条第2項)は, 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日後遅滞なく, かつ, 新株予約権の行使期間の末日の2週間前までにしなければならないものとする。

【賛成】日弁連, 札幌弁, 東弁, 一弁, 大阪弁, 福岡弁, 経産省, 青学大, 大阪市大①,

阪大，岡山大，関西大，慶大，中大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，立命大，早大①，経団連，貿易会，全銀協，日証協，渥美，AMT，大阪司，あり方会，片岡，金法委，法友会，国際企業法務，サントリー，全株懇，総法研，NOT，取締役協，平田，法親会，MHM，個人2名

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 公告をもって通知に代えることができることの検討を望む。(貿易会 (一部))
- ・ 資金調達目的のライツ・オファリングに限定すべきである。(早大①)
- ・ 濫用的な新株予約権無償割当てへの対処の観点から，既存株主の保護を弱化させないよう慎重に検討する必要がある。(立命大)
- ・ 当該提案については，試案における他の提案と切り離し，前倒しで法改正が実現することを強く望む。(日証協)
- ・ 株主に対して割当通知がされる時期が遅くなることが新株予約権行使の準備期間として適切といえるかどうか疑問の余地がある。(個人)
- ・ ライツ・オファリングにおいて割当通知の期限がどれだけ弊害となっているのか慎重に検討すべきである。(個人)

第2部 親子会社に関する規律

第1 親会社株主の保護

1 多重代表訴訟

【A案】 株式会社の親会社の株主が当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴え（多重代表訴訟）を提起することを認める制度を，次のとおり創設するものとする。

① 株式会社の親会社（株式会社であるものに限る。）の株主は，当該株式会社に対し，発起人，設立時取締役，設立時監査役，取締役，会計参与，監査役，執行役，会計監査人又は清算人（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えの提起を請求することができるものとする。ただし，次に掲げる場合は，この限りでないものとする。

ア 当該訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合

イ 当該訴えに係る請求の原因である事実によって当該親会社に損害が生じていない場合

② ①の親会社は，①による請求の日において，①の株式会社

の完全親会社であって、完全親会社（株式会社であるものに限る。）を有しないもの（以下「最終完全親会社」という。）に限るものとする。

（注） 完全親会社には、株式会社の発行済株式の全部を直接有する法人等のみならず、これを間接的に有する法人等も含まれるものとする。

- ③ ①の親会社が公開会社である場合にあっては、①による請求をすることができる当該親会社の株主は、6 か月前から引き続き当該親会社の株式を有するものに限るものとする。

（注） 株式会社とその親会社の株主との関係は、当該親会社を通じた間接的なものであること等から、例えば、次のア又はイのような規律を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

ア ①による請求をすることができる親会社の株主は、当該親会社の総株主の議決権の100分の1以上を有するものに限るものとする。

イ ①の訴えが当該株式会社の株主の共同の利益とならないことが明らかであると認められる場合には、当該株式会社の親会社の株主は、①による請求をすることができないものとする。

- ④ 株式会社の取締役等の責任は、その原因である事実が生じた日において、①の親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額が当該親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限り、①による請求の対象とすることができるものとする。

（注1） 株式会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、①の親会社が当該株式会社の最終完全親会社であることを要するものとするかどうかについては、なお検討する。

（注2） ①の親会社が間接的に有する株式会社の株式の取扱いについては、なお検討する。

- ⑤ 株式会社が①による請求の日から60日以内に①の訴えを提起しないときは、当該請求をしたその親会社の株主は、当該株式会社のために、①の訴えを提起することができるものとする。

- ⑥ 株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社の取締役等の責任（①による請求の対象とすることができるものに限る。）は、当該最終完全親会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。

(注) 株式会社に最終完全親会社がある場合における当該株式会社の取締役等の責任(①による請求の対象とすることができるものに限る。)の一部免除に関する規律(会社法第425条等参照)についても、所要の規定を設けるものとする。

(A案の注1) 株式会社に最終完全親会社がある場合には、当該株式会社又はその株主のほか、当該最終完全親会社の株主は、①の訴えに係る訴訟に参加することができるものとする。また、その機会を確保するため、次のような仕組みを設けるものとする。

ア 株式会社の最終完全親会社の株主は、①の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社に対し、訴訟告知をしなければならないものとする。

イ 最終完全親会社がある株式会社は、①の訴えを提起したとき、又はアの訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該最終完全親会社に通知しなければならないものとする。

ウ イによる通知を受けた最終完全親会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該最終完全親会社の株主に通知しなければならないものとする。

(A案の注2) 不提訴理由通知、担保提供、和解、費用等の請求、再審の訴え等についても、現行法上の株主代表訴訟に関する規律に準じて、所要の規定を設けるものとする。

【B案】 多重代表訴訟の制度は、創設しないものとする。

(注) B案によることとする場合、親会社株主の保護という観点から親子会社に関する規律を見直すことについて、例えば、次のような規律を設けることを含めて、なお検討する。

ア 取締役会は、その職務として、株式会社の子会社の取締役の職務の執行の監督を行う旨の明文の規定を設けるものとする(会社法第362条第2項等参照)。

イ 株式会社の子会社の取締役等の責任の原因である事実によって当該株式会社に損害が生じた場合において、当該株式会社が当該責任を追及するための必要な措置をとらないときは、当該株式会社の取締役は、その任務を怠ったものと推定するものとする。

ウ 株主は、株式会社の子会社の取締役等の責任の原因である事実があることを疑うに足る事由があるときは、当該株式会社に対して、当該責任の追及に係る対応及びその理由等を、自己に通知

することを請求することができるものとする。

エ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主等は、株式会社の子会社の業務の執行に関し、不正の行為等があることを疑うに足りる事由があるときは、当該子会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるものとする。

多重代表訴訟の制度を創設することについて

【A案に賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、二弁、大阪弁、福岡弁、青学大、阪大、学習院大、関西大、関学大、慶大、中大、東洋大、獨協大、日大、広修大（B案の（注）と併用することが条件）、明大、山口大、早大①、大阪司、あり方会、株権弁、北加日協、G F O、コドリントン、シルチェスター、総法研、ハーミーズ、平田、リーガル、個人8名

- ・ 親会社の取締役と子会社の取締役との間の人的関係から、子会社の株主である親会社が子会社の取締役の責任を追及する訴えを提起することを期待することができるとは必ずしもいえない。（日弁連、札幌弁、東弁、一弁、福岡弁、学習院大、関学大、明大、株権弁、総法研、個人）
- ・ 事業子会社の役員のほうが、持株親会社の役員よりも、組織内の序列としては上位となっている企業も少なからず存在する。（日弁連、青学大、総法研）
- ・ 子会社の取締役等の責任追及がされないため、子会社の損害が填補されない場合には、親会社にとっても損害となり、結果的には親会社株主にも不利益が及ぶことになる。（学習院大）
- ・ 多重代表訴訟の制度は、完全親子会社関係にある企業集団におけるコーポレート・ガバナンスの改善・強化の観点から必要である。（学習院大、関西大、関学大、東洋大、獨協大、早大①、G F O）
- ・ 多重代表訴訟の制度は、親会社株主のいわゆる「株主権の縮減」の問題の解消にとって必要である（札幌弁、慶大、獨協大、株権弁、個人）
- ・ 多重代表訴訟が存在しない現行法の下では、子会社の取締役が株主代表訴訟にさらされないために、かえって、子会社形態が利用され、企業の組織選択が歪められる弊害がある。（東弁、青学大）
- ・ 年間100件にも満たない株主代表訴訟の件数から見ても、同訴訟について、濫訴の傾向があるとはいえない。（日弁連、東弁）

【B案に賛成】経産省、岡山大、同大①、立教大、関経連、同友会、全中、中経連、印刷連、経団連、建設連、日商、チェーン協、鉄鋼連、V C協、貿易会、全銀協、貸金協、クレジット協、損保協、渥美、片岡、国際企業法務、法友会、サントリー、シティユーワ、住金鉦、取締役協、法親会、MHM、ヤフー、

楽天，個人１７名

- ・ 現行法の下でも，親会社の取締役等は，子会社を監視する義務を負い，また，実際に，日々監視しており，子会社の取締役等に問題があった場合における親会社株主の保護は，親会社の取締役の責任（内部統制システムの構築義務違反や，子会社の当該取締役等の責任を追及しないことに係る善管注意義務違反）を追及することによって達成することができる。（立教大，経産省，関経連，同友会，中経連，印刷連，経団連，建設連，日商，チェーン協，鉄鋼連，ＶＣ協，貿易会，全銀協，貸金協，クレジット協，損保協，国際企業法務，サントリー，取締役協，楽天，個人）
- ・ 子会社の取締役の責任をどの程度追及するかということは，親会社の取締役の経営判断に係る事項であり，裁量が認められるべきである。（同大①，法友会）
- ・ 子会社の取締役は，親会社では事業部の部長クラス等に相当するケースもあり得，多重代表訴訟を認めれば，実質的に使用人を株主代表訴訟の対象とすることになり，その者が負っている義務や責任に比して過大な責任追及方法となりかねない。（経団連，クレジット協，損保協，渥美，国際企業法務，住金鉱，個人）
- ・ 多重代表訴訟の制度は，柔軟で機動的な企業集団の形成を阻害することに加え，子会社の取締役の経営について萎縮効果を与える結果，グループ企業の健全な経営活動に対して意図せざる影響を及ぼし，わが国企業の国際競争力を低下させるおそれがある。（中経連，ＶＣ協，貿易会，全銀協，損保協，住金鉱，個人）
- ・ 多重代表訴訟の制度が導入されると，海外子会社について，我が国とは異なる裁判制度の下で訴訟が増えるおそれがあり，グローバルな事業展開に支障を来たしかねない。（関経連，経団連，日商，全銀協，損保協，取締役協）
- ・ 多重代表訴訟の制度を導入した場合の積極的な効果がどのようなところにあり，それは制度導入に伴う弊害を上回るのか，極めて疑問である。（立教大，法友会）
- ・ 多重代表訴訟の制度の趣旨は首肯することができるものの，Ａ案では極めて限定的な場合にしか多重代表訴訟が認められないこととなるため，Ｂ案の（注）の内容を充実させることが重要である。（岡山大）
- ・ 多重代表訴訟の制度を導入するには，子会社に関する十分な情報開示がなければ，有名無実化しかねない。（法親会）

A案における多重代表訴訟の制度設計について

（注） ②及び④については，これらに反対する意見のみを採り上げている。

①について

- ・ 提訴請求の趣旨は，権利主体である会社に対して提訴についての判断の機会を与える点にあるところ，その権利主体は子会社自身なのであるから，子会社に対して提訴請求をする必要があり，かつ，それで十分である。かえって，親会社に対する提訴請求を要件とすると，親会社株主による提訴を防ぐため，あえて馴れ合い訴訟

(親会社による代表訴訟)を提起されるおそれもある。(東弁)

- ・ 子会社が最終親会社に対して「提訴請求を受けた」旨を適時に(又は全く)伝えないおそれがあることから、最終親会社の株主は、子会社に対して提訴請求をする場合には、当該提訴請求とは別に、当該最終親会社に対して当該提訴請求をした旨を通知しなければならないものとすべきである。(一弁, 二弁)
- ・ (アについて)「親会社に損害を加えることを目的とする場合」を加えるべきである。(経団連, 法友会)
- ・ (イについて)訴訟の入口段階において、親会社の損害の有無がいたずらに争点化することがないよう、要件及びその規定振りについて、なお慎重に検討する必要がある。(最高裁)
- ・ (イについて)親会社の「損害」が何を指すのかが不明であり、多重代表訴訟が機能する場面を不当に狭めるおそれがあるため、当該要件を設けるべきではない。(株権弁, 個人)

②について

【反対】青学大, 岡山大, 学習院大, 明大, 山口大, 株権弁, 個人6名

- ・ 多重代表訴訟の存在意義が子会社の取締役の任務懈怠により親会社に発生した損害を回復することにあるのであれば、そのような状況は、完全親子会社関係にある場合に限られない。(青学大, 岡山大, 学習院大, 明大)
- ・ 完全親子会社関係にあることを要件としてしまうと、友好関係にある企業グループ外の第三者を子会社の少数株主とすることで、容易に多重代表訴訟の対象から逃れることができってしまう。(青学大, 明大, 山口大, 株権弁, 個人)
- ・ 制度をいたずらに複雑なものとしてしまう。(青学大)
- ・ 親子会社が経済的・財産的に一体関係にあるかという実質基準により判断すべきである。(株権弁, 個人)

【その他の意見】

- ・ 提訴請求後に完全親会社でなくなったとしても、多重代表訴訟の回避のために株式を譲渡することも考えられることから、脱法行為を防止するため、完全親子会社関係の有無は、提訴請求時を基準に判断すべきである。(日弁連, 札幌弁, 総法研)
- ・ 提訴請求後(又は訴え提起後)に「最終完全親会社」でなくなった場合には、当該会社の株主の原告適格が失われることが明確化されるべきである。(MHM)

③の(注)アについて

【賛成(少数株主権とすべき)】最高裁, 経団連, 全銀協, 損保協, AMT, 片岡, 法友会, MHM

- ・ 子会社と親会社の株主との関係は、親会社を通じた間接的なものであることから、濫訴防止のため、多重代表訴訟の提起権を少数株主権とすべきである。(最高裁, 経団連, 全銀協, 損保協, AMT, 片岡, 法友会, MHM)

【反対】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、学習院大、獨協大、日大、大阪司、総法研、平田、法親会

- ・ 少数株主権を持たない株主であっても、子会社の取締役の法令違反等により損害を被るのであるから、多重代表訴訟の提起を過度に制限しないために、単独株主権とすることが適切である。（日弁連、札幌弁、一弁、学習院大、獨協大、日大、大阪司、総法研、平田）
- ・ 現行の株主代表訴訟提起権が単独株主権とされていることとの整合性を確保する必要がある。（一弁、獨協大）
- ・ 少数株主権とする趣旨は、濫訴防止にあるところ、濫訴の実態に関する立法事実は何ら示されていない。（東弁、法親会）

【その他の意見】

- ・ 「当該親会社の総株主の議決権の100分の1以上」という基準は、帳簿閲覧権（総株主の議決権の100分の3）等と比較してバランスを欠くため、引き上げるべきである。（法友会）

③の（注）イについて

【賛成（提訴請求の要件とすべき）】経団連、法友会

- ・ 濫訴防止のため、必要である。（経団連、法友会）

【反対】日弁連、札幌弁、東弁、大阪弁、日大、大阪司、総法研、平田、法親会

- ・ 事前の提訴請求の要件を加重することは、代表訴訟の訴訟要件の争点を増加させる結果となるに帰し、事前手続要件としての実効性に乏しく、また、イの内容は、①ア若しくは同イ又は一般権利濫用理論により対処することができる。（東弁、法親会）
- ・ 「当該株式会社の株主の共同の利益とならないことが明らかな場合」がいかなる場合か不明確である。（日弁連、札幌弁、総法研）

【その他の意見】

- ・ 「共同の利益とならないことが明らかであると認められる場合」という要件は、裁判規範として曖昧であるから、訴訟の入口段階においてこの点がいたずらに争点化することがないよう、要件及びその規定振りについて、なお慎重に検討する必要がある。（最高裁）
- ・ 「当該株式会社の株主の共同の利益とならないことが明らかな場合」とあるのは、「当該株式会社の最終完全親会社の株主の共同の利益とならないことが明らかな場合」とすべきである。（日弁連）
- ・ 「当該株式会社の株主の共同の利益とならないことが明らかな場合」だけでなく、「当該株式会社の最終完全親会社の株主の共同の利益とならないことが明らかな場合」を追加すべきである。（法友会）

④本文について

【反対】日弁連、札幌弁、東弁、大阪弁、福岡弁、青学大、岡山大、獨協大、明大、法親会、個人1名

- ・ 提訴懈怠の可能性、子会社に対するガバナンス確保の必要性は、子会社の規模に関係なく、等しく生じ得る。(日弁連、札幌弁、東弁、福岡弁、法親会)
- ・ 親会社が小規模な子会社を多数設立することにより、多重代表訴訟の適用を潜脱する可能性がある。(東弁)
- ・ 規模要件は過大であり、我が国における企業グループにおいては、これに該当する子会社はほとんど存在しない。(大阪弁、青学大、明大)
- ・ 簡易組織再編制度の主な趣旨は、効率性の確保のためであるのに対して、多重代表訴訟を含む株主代表訴訟の趣旨は、企業経営の健全化の確保のためである。(獨協大)
- ・ 制度をいたずらに複雑なものとする。(青学大)

【その他の意見】

- ・ 総資産額の5分の1では子会社の範囲を限定しすぎると思われるので、例えば、総資産額の10分の1程度に引き下げるべきである。(関西大)
- ・ 総資産額の5分の1の基準について、提訴懈怠可能性の観点から考えれば、親会社の取締役と子会社の取締役を実質的に同視し得る場合を対象とすべきであり、5分の1ではあまりに低すぎる。(経団連、法友会)
- ・ 代表訴訟の対象となる会社の損害が、事業譲渡や組織再編のような会社組織の存廃に係る事項に伴って生ずる損害と同価値といえるのか（より重大でない損害にとどまることが多いのではないか）といった疑問から、より高い数値を基準とすべきである。(法友会)

④の（注1）について

【賛成（原因行為時に最終完全親会社であることを要求）】一弁、MHM

- ・ 取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、最終完全親会社であることを要求しない場合には、中間子会社が有する子会社の株式の帳簿価額について少数株主の存在を踏まえた複雑な調整等が必要となり、関係当事者に過剰な事務負担が生ずることが懸念される。(MHM)

【反対】日弁連、大阪弁、総法研、平田

- ・ （注1）のような限定を設けると、原因行為時に完全子会社でない会社が、提訴請求時まで完全子会社となったような場合に、当該限定により多重代表訴訟が不可能になる。(日弁連、大阪弁、総法研、平田)

【その他の意見】

- ・ ④の要件を満たすべき基準となる日を提訴請求の日とすることは、ベンチャー企業が他の会社を買収された後、買主の株主から、（買収される前の会社経営に関して）

多重代表訴訟を提起される可能性があり、ベンチャー企業のエグジットに悪影響を与えるおそれがあること等の理由から、適切ではない。(一弁)

- ・ 責任原因である事実が必ずしも知られることがないまま完全子会社化した場合には、従前の少数株主は提訴の機会を有しなかったことになる。したがって、最終完全親会社が親会社となる前の行為についても、判明した時点で責任を追及することができるようにするため、④の要件を満たすべき基準となる時点は、提訴請求時とすべきである。(大阪弁、総法研、平田)
- ・ 親会社が子会社の取締役等に対して代表訴訟を提起するには6か月の継続保有が必要であることとの平仄及び責任原因事実発生日において最終完全親会社でなければ子会社の少数株主に責任追及を委ねることができることから、「責任の原因である事実が生じた日」又は「提訴請求日の6か月前」のいずれか早い時点から提訴請求日まで継続的に最終完全親会社であることを要件とすべきである。(法友会)

(A案の注1) について

- ・ 最終完全親会社は、株式を間接保有する場合でも、多重代表訴訟に参加することができるようにすべきである。(経団連)

その他の事項について

- ・ 多重代表訴訟の制度を創設した場合、親会社の取締役に対する責任追及訴訟と子会社の取締役に対する責任追及訴訟を同一の裁判所で審理するなどの柔軟な処理が可能となるように、例えば、親会社の本店所在地と子会社の本店所在地の両方に土地管轄を認めることとするなど、現行法の管轄規定(会社法第848条、第856条)の見直しも検討する必要がある。(最高裁)
- ・ 多重代表訴訟の制度の導入に際しては、提訴請求を受けた子会社において、提訴に当たって必要な調査・検討や提訴の判断を適切・迅速にできるよう、提訴請求を受けた者が親会社に対して、必要な調査への協力を求めることができるような制度上の手当てが講じられるべきである。(日監協)
- ・ 現行の代表訴訟制度の不備とも考えられる濫用的な訴訟対応に対する一定の措置(行為時株主原則、担保提供の意義の明確化等)の導入を検討すべきである。(獨協大)

B案(注) について

(注) 全体について

- ・ B案の(注)アからエまでの全て又はその一部は、多重代表訴訟の制度を導入する場合であっても、前向きに検討すべきである。(日弁連、札幌弁、大阪弁、青学大、阪大、学習院大、広修大、明大、早大①、個人)
- ・ 多重代表訴訟の制度を創設するかどうかにかかわらず、会社法施行規則第98条、第100条、第112条に、「企業集団における内部監査の体制」の整備を追加する

ことを提案する。また、事業報告における情報開示の強化の観点から、「企業集団における内部監査の体制」については、その内容のみならず、運用状況についても開示することが適当である。(内監協)

- ・ 親会社取締役の子会社管理の裁量を確保しつつ、親会社株主による親会社取締役の子会社管理責任を追及する株主代表訴訟を活性化することによって、子会社取締役の任務懈怠の防止を図るという目的を達するのであれば、B案の（注）に書かれたような規定を設けるのではなく、例えば、「取締役の責任追及に関する代表訴訟においては、当該取締役が所属する会社に生じた損害は、当該会社が保有する株式を発行する他の株式会社に生じた損害に、当該会社が保有する当該他の株式会社の保有比率を乗じた額であると推定する」といった、親会社の損害に関する推定規定を設けるなどの方策が望ましい。(同大①)

B案の（注）アについて

【賛成（監督義務を定めるべき）】日弁連、大阪弁、阪大、学習院大、広修大、早大①、個人1名

- ・ 親子会社関係において、親会社の取締役の善管注意義務には、子会社の業務執行に対する監視・監督義務も含まれると解すべきである。しかし、親会社の取締役が子会社の業務執行を監視・監督する義務を負っているかどうかは、会社法上明らかではなく、むしろ従来の学説においては否定的見解が多数であったので、アのような規律を設けることは、適切である。もっとも、アのような親会社の取締役の子会社に対する監視・監督義務は、多重代表訴訟制度の代替と考えるべきではなく、同制度と併存させる法制度であると考えべきである。(学習院大)
- ・ アのような明文の規定が設けられることにより、親子会社の権限や責任関係等が明確になる。(早大①)
- ・ アのような明文の規定を設けることは、取締役（会）の当然の義務を明文化するものであり、裁判の指標となるなどの意義がある一方、取締役に特段の負担を課すものではない。(大阪弁)

【反対】同大①、関経連、印刷連、経団連、日商、チェーン協、VC協、渥美、片岡、国際企業法務、サントリー、住金鉦、法親会、MHM、個人2名

- ・ 子会社の監督の在り方については、保有している株式数や子会社の数など企業集団ごとに多種多様であるから、アのような一律の監督義務を定めることは、適切ではない。(関経連、経団連、日商、片岡、国際企業法務)
- ・ 親会社と子会社が独立の存在であり、親会社取締役としての責任は株主としての権限行使が可能な範囲に留まるという大前提や、個々の子会社取締役の直接の監督は子会社取締役会が担うとの現行法の枠組みを超えた規律の提案である。(経団連、VC協、片岡)
- ・ 既に親会社役員の義務になっているものであり、明文化の意義は少ない。かえっ

て、明文化に伴う事実上の結果として、親会社役員に不必要な義務を課し、又は子会社役員を萎縮させるおそれもある。(チェーン協、法親会)

- ・ B案の(注)アは、出資全般についての管理義務を子会社(株式)に限定する(子会社に該当しない出資に関して生じた損失につき親会社の取締役は責任を負わない)かのように誤解されるおそれがあり、不適切である。(同大①)

【その他の意見】

- ・ 会社の規模や業務内容等は様々であり、親会社の過度・過重な負担を避ける観点から、例えば、親会社の監督義務を特に求める対象子会社の範囲を明らかにするなど、子会社について一律・一様の監督義務を求めるものではないことを明らかにするとともに、求められる監督義務について明確化を図るべきである。(全銀協)

B案の(注)イについて

【賛成(推定規定を設けるべき)】日弁連、大阪弁、阪大、広修大、明大、個人1名

- ・ 取締役の義務、証拠の偏在性、公平性等の観点から、親会社が子会社の取締役等の責任を追及しない場合には、親会社の取締役の任務懈怠を推定することが適切である。(日弁連、大阪弁)

【反対】同大①、立教大、関経連、印刷連、日商、チェーン協、VC協、渥美、片岡、国際企業法務、サントリー、住金鉦、取締役協、個人2名

- ・ 子会社の取締役の責任の追及は、個別の事案ごとに、諸般の事情を考慮して実施されるものであり、当該責任の追及をしなかった場合に、一律に親会社の取締役の任務懈怠が推定されるとするのは過剰な規制である。(立教大、関経連、VC協、片岡、サントリー)
- ・ 株式会社のある従業員の行為によって当該株式会社に損害が生じた場合であっても、当該株式会社の取締役の任務懈怠は推認されないはずである。それにもかかわらず、親子会社制を導入した場合には、親会社の従業員と同等の立場にある子会社の取締役等の行為によって当該親会社に損害が生じた場合、当該親会社の取締役の任務懈怠が推認されるとなると、組織選択がゆがめられ、ひいては経営の効率化が阻害される。(渥美)
- ・ グループ経営を前提とすると、親会社側の「損害」の認定が難しくなるだけでなく、そもそも、「必要な措置」が何なのかの要件が不明確であり、また、損害の軽微な場合も常にこのような推定規定が働くこととするのが妥当なのかどうか、疑問が残る。(チェーン協、個人)

【その他の意見】

- ・ イのような推定規定を空文化させないために、親会社の取締役の任務懈怠の推定的前提事実を明らかにすべきである。(明大)

B案の(注)ウについて

【賛成(通知請求権を付与すべき)】日弁連、大阪弁、阪大、広修大、明大、個人2名

- ・ 現行の株主代表訴訟制度における監査役に対する提訴請求のように、親会社の子会社の役員の責任を追及する契機とする機能、また、責任追及を行わない場合にその理由を明確にし、株主への適切な情報開示となるという機能を有する。(日弁連、大阪弁)

【反対】同大①、立教大、関経連、印刷連、チェーン協、鉄鋼連、VC協、渥美、片岡、国際企業法務、サントリー、住金鋁、取締役協、法親会、個人2名

- ・ 「子会社の取締役等の責任の原因である事実があることを疑うに足りる事由」という要件では、ウのような通知請求をすることができる範囲があまりにも広く、企業の対応実務の負担が大きいきばかりか、通知内容に秘密情報が含まれ得ることに鑑みると、通知請求が濫用される危険性がある。(関経連、チェーン協、鉄鋼連、VC協、渥美、片岡、国際企業法務、サントリー、個人)
- ・ 親会社株主は、親会社に損害を発生させるような子会社の役員の責任の原因である事実があると疑うに足りる事由を認識し、親会社の子会社の当該役員の責任を追及すべきであると考えられる場合には、ウのような規定を設けずとも、端的に、親会社の役員に対して提訴請求をすればよい。(法親会)

【その他の意見】

- ・ 仮にウのような規律を採用するのであれば、少数株主権とするなど、濫用防止措置が必要である。(立教大、経団連、鉄鋼連)

B案の(注)エについて

【賛成(検査役制度を設けるべき)】日弁連、大阪弁、阪大、広修大、明大、法親会、個人1名

- ・ 法令違反の事実こそ隠匿される可能性があり、また、現在、第三者委員会を設けて調査を行うという実務が定着しつつあるが、その独立性やインセンティブのねじれなどの問題があり、機能しているとはいえない。(日弁連、大阪弁)
- ・ 現行法は、既に、親会社社員に、子会社の会計帳簿等についての閲覧等請求権を認めていること(会社法第433条第3項)に鑑みれば、「親会社社員」に、子会社の業務の執行に関する検査役の選任申立権が存在しないことは、立法の不備とすらいえる。(明大)
- ・ 仮に現状以上の親会社株主の保護を推進すべきと考える場合、多重代表訴訟の導入よりも先に、子会社に関する情報開示の拡充とそれを前提とした親会社の取締役の子会社管理に関する義務と責任の問題を精緻化するほうが適切である。(法親会)

【反対】印刷連、チェーン協、VC協、片岡、国際企業法務、サントリー、住金鋁、取締役協、個人1名

- ・ 現行法の下でも、株式会社の業務の執行に関する検査役は、その職務を行うため必要があるときは、当該株式会社の子会社の業務及び財産の状況を調査することができるものとされており(会社法第358条第4項)、これに加えて、親会社株主に、

子会社の業務の執行に関する検査役の選任申立権を認める必要はない。(チェーン協, 片岡, 国際企業法務, サントリー, 個人)

【その他の意見】

- ・ 現行法上, 子会社の会計帳簿等についての親会社社員の閲覧等請求権(会社法第433条第3項)で対応可能であり, あえて追加的な制度を設ける必要性に乏しい。(法友会)

(後注) 株式会社の株主は, 当該株式会社の株式交換等により当該株式会社の株主でなくなった場合であっても, 当該株式交換等の対価として当該株式会社の完全親会社の株式を取得したときは, 当該株式会社に対して, 会社法第847条第1項の責任追及等の訴え(当該株式交換等の前にその原因である事実が生じた責任等を追及するものに限る。)の提起を請求することができるものとするかどうかについては, なお検討する。

【賛成(提訴請求を認めるべき)】日弁連, 東弁, 一弁, 関西大, 同大①, 日大, 明大, 総法研, 平田

- ・ 会社法第851条の趣旨は, 責任原因である事実が株式交換等の前に生じている限り, 株主代表訴訟の係属していない段階で当該株式交換等が行われた場合にも, 妥当する。(日弁連, 東弁, 一弁, 関西大, 総法研)
- ・ 多重代表訴訟を認めるべきでないとする立場からは, 脱法的株式交換・株式移転を防止する観点から望ましい。(同大①)

【反対】なし

【その他の意見】

- ・ 株主が「株式交換等の対価として当該株式会社の完全親会社の株式を取得したとき」以外, 例えば, 株式交換等の対価として金銭を交付された場合でも, 一定の期間内(例えば, 3か月)に限り, 代表訴訟提起権を認めることを検討することを提案する。(明大)

2 親会社による子会社の株式等の譲渡

株式会社は, その子会社の株式の全部又は一部の譲渡をする場合であつて, 次のいずれにも該当しないときは, 当該譲渡がその効力を生ずる日(以下2において「効力発生日」という。)の前日までに, 株主総会の特別決議によって, 当該譲渡に係る契約の承認を受けなければならないものとする。

- ① 当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超えない場合

② 効力発生日において、当該株式会社が、当該譲渡により譲り渡した株式を発行する株式会社の総株主の議決権の過半数を有する場合

(注1) 反対株主の株式買取請求制度等についても、事業譲渡等に関する規律に準じて、所要の規定を設けるものとする。

(注2) 子会社が株式会社以外の会社等である場合についても、上記と同様の規律を設けるものとする。

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、大阪市大①、阪大、岡山大、学習院大、関西大、関学大、慶大、西南大、中大、東洋大、日大、広修大、福大、明大、山口大、早大①、連合、I S S、大阪司、あり方会、G F O、北加日協、サントリー、総法研、日司連、平田、リーガル、個人1名

【反対】 経産省、同友会、中経連、印刷連、経団連、貿易会、全銀協、日損協、渥美、片岡、法友会、国際企業法務、ヤフー、楽天、個人2名

- ・ 子会社株式の譲渡について、法形式の異なる事業譲渡と実質的に同一であると一律に捉えることは適切ではない。(経産省、片岡、国際企業法務、ヤフー)
- ・ 会社法は、株式と他の財産(固定資産等)とを区別しておらず、財産譲渡のうち株式譲渡についてのみ株主総会決議を必要とすることは、均衡を欠く。(法友会)
- ・ 迅速な意思決定という企業集団における経営メリットが損なわれる。(同友会、中経連、貿易会、全銀協、国際企業法務、楽天)
- ・ 株主総会の開催には、物理的・経済的な負担が大きい。(中経連、貿易会、全銀協)
- ・ 親会社取締役の選解任によるコントロールや責任追及が可能であるし、親会社株主への情報公開の充実や親会社経営者による説明責任を追及することで対応することが現実的であり、かつ、それで十分である。(印刷連、全銀協、法友会)
- ・ 当該譲渡により譲り渡す株式の帳簿価額が当該株式会社の総資産額の5分の1を超えたという程度では、株主の想定を超える投資対象の変更があったとはいえない。株主総会の特別決議による承認を要する要件を緩和すべきである。(経団連、法友会)

【その他の意見】

- ・ 規制の実効性を確保するため、親会社が間接的に保有している株式の譲渡も規制対象とするのが、バランスが取れているのではないか。(明大)
- ・ 総資産額の5分の1という基準では、株主総会の承認が必要となる重要な子会社の範囲が狭すぎる。(学習院大、獨協大)
- ・ 総資産額の5分の1という基準は、低すぎるので、例えば、総資産額の3分の1といった、「投資対象の基本的な変更」と評価することができる水準に引き上げるべきである。(立教大)
- ・ 純粋持株会社の場合も想定し、「当該株式会社の総資産の5分の1」ではなく、グループベースの基準とすることも検討すべきである。(損保協)

- ・ 総資産額の5分の1という基準については、株式の帳簿価格のみならず、売上げ、利益、総資産、純資産のいずれもが5分の1を超えない会社とすべきである。(個人)
- ・ 財産譲渡規制と位置付け、子会社の株式であるか否かに関わりなく、(更に一般的には「事業」に該当するか否かに関わりなく)「財産(資産)」の一定比率(5分の1に限定する必要はない。)を譲渡する場合に株主総会特別決議を要するとすべきである。(同大①)
- ・ 株主総会の承認の際の株主総会参考書類への記載事項を明確にすべきである。また、組織再編行為に際して、子会社の株式の譲渡を伴う場合においては、当該組織再編行為を承認する株主総会決議のみで足り、子会社の株式の譲渡についての追加的な承認決議を経る必要はないことを明確にすべきである。(AMT)
- ・ 子会社の株式の譲渡に限らず、子会社による組織再編や第三者割当て等、グループ全体に及ぼす影響が大きい重要な決定については、親会社の株主総会の承認を求めるべきである。(学習院大、GFO、リーガル)
- ・ 事業譲渡規制につき、会社法第467条第1項第2号の「事業の重要な一部の譲渡」の「重要な」は、削除すべきである。(岡山大)

第2 子会社少数株主の保護

1 親会社等の責任

株式会社とその親会社との利益が相反する取引によって当該株式会社が不利益を受けた場合における当該親会社の責任に関し、明文の規定を設けるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 次のような明文の規定を設けるものとする。

- ① 当該取引により、当該取引がなかったと仮定した場合と比較して当該株式会社が不利益を受けた場合には、当該親会社は、当該株式会社に対して、当該不利益に相当する額を支払う義務を負うものとする。
- ② ①の不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、当該株式会社と当該親会社の間における当該取引以外の取引の条件その他一切の事情を考慮して判断されるものとする。
- ③ ①の義務は、当該株式会社の総株主の同意がなければ、免除することができないものとする。
- ④ ①の義務は、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とするものとする。

(注) その有する議決権の割合等に鑑み、親会社と同等の影響力を有すると考えられる自然人の責任についても、①から④までと同様の規定を

設けるものとする。

【B案】 明文の規定は、設けないものとする。

明文の規定を設けることについて

【A案に賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、二弁、大阪弁、福岡弁、青学大、大阪市大①、大阪市大②、阪大、学習院大、関西大、関学大、専大、中大、同大②、東洋大、獨協大、日大、広修大、明大、山口大、早大①、早大②、東証、連合、渥美、大阪司、I S S、G F O、北加日協、シティユーワ（①には反対）、シルチェスター、ハーミーズ、平田、リーガル、個人5名

- ・ 親子会社間の利益相反取引においては、親会社が子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとするおそれがある。（日弁連、札幌弁、東弁、二弁、大阪弁、福岡弁、学習院大、関学大、連合、I S S）
- ・ 親会社が短期的利益の追求のため子会社利益を侵害する場合は、実務上も確認されている。（大阪市大②）
- ・ 現在、上場子会社は、日本企業がグループ戦略を遂行する上で、重要な選択肢となっており、その選択を阻害すべきでない。しかし、上場子会社の仕組みは、本質的に、子会社の成長機会の収奪、差別取引、株価上昇期の上場と低迷期の完全子会社化の繰返し等により、子会社少数株主の利益を毀損する可能性を含む。また、この可能性は、一部の上場後経過年数の短い新興企業の間でより強いと見られる。（早大②）
- ・ 現行法において明文上の規律が設けられていなかった親子会社間取引について、議決権に基づく影響力を背景とした子会社の利益搾取が許されないと明らかにすることは、日本の株式市場の健全性を示すために有益である。（東証）
- ・ A案は、親会社による影響力の行使の態様を具体的に特定することを要せず、また、当該株式会社の取締役が責任を負うことを前提とすることなく、親会社に対する責任追及を可能とするものであり、妥当な解決を提案するものと考えられる。（大阪弁）
- ・ 必ずしも親会社の役員個人ではなく、組織ぐるみでの不当な利益の移転を是正することに主眼があるようであり、実態に即した解決方法を提供するものである。（青学大）
- ・ ②のように、一切の事情を考慮した総合的な判断をすることを前提にすると、実際に①の支払義務が認められるのは、子会社を食い物にする典型的な利益相反取引に限られるから、企業集団における効率的な経営を不当に妨げるおそれもないと考えられる。（関西大）

【B案に賛成】 最高裁、一弁、経産省、岡山大、慶大、同大①、立教大、関経連、同友会、全中、中経連、印刷連、経団連、建設連、日商、チェーン協、鉄鋼連、V C協、貿易会、全銀協、貸金協、クレジット協、損保協、AMT、片岡、法友会、国際企業法務、サントリー、J Pモルガン、住金鉱、総法研、日監協、取締役協、法親会、MHM、ヤフー、楽天、個人9名

- ・ 親子会社の利害は、原則として一致するものである。親会社は「子会社の利益を犠牲にして自己の利益を図ろうとするおそれがある」という、実態から乖離した前提に基づく見直しは行うべきではない。(経団連)
- ・ 親会社の取締役は、まず自社の株主に対する経営責任があり、子会社の少数株主に対する経営責任よりも優先されるべきである。(JPモルガン)
- ・ A案は、要件が不明確であること等から、企業集団内の取引に過度な萎縮効果をもたらすなど、企業集団による経営を不当に妨げることになる。(一弁、経産省、関経連、同友会、中経連、経団連、日商、鉄鋼連、貿易会、全銀協、貸金協、損保協、国際企業法務、住金鉱、総法研、法親会、MHM、ヤフー)
- ・ A案が採用されると、訴訟リスクが高まるが、取引条件が適正かどうかの客観的判断は困難であり、事務コストの増加につながることから、M&Aの件数自体が減少する可能性がある。投資回収機会が減少するため、ベンチャー企業向け投資の減少も懸念される。(VC協)
- ・ 子会社少数株主による親会社に対する濫訴が懸念される。(同友会、建設連、鉄鋼連、損保協、AMT、法友会、日監協、取締役協)
- ・ A案は、合併事業でトラブルが生じた場合に、少数株主である合併相手からの訴訟提起につながる。(経団連、法友会、国際企業法務)
- ・ 現行法上も、子会社取締役の任務懈怠責任や親会社の不法行為責任等によって子会社少数株主の保護が図られている。(最高裁(一部)、一弁、経産省、立教大、関経連、同友会、全中、経団連、建設連、鉄鋼連、全銀協、クレジット協、損保協、AMT、片岡、国際企業法務、サントリー、総法研、法親会、ヤフー、楽天)
- ・ A案は、①で個別取引を対象とする要件を設定しているため、②により不利益の有無及び程度は一切の事情を考慮して判断されずとも、訴訟の場で争われるまでどの程度の事情が考慮されるか不明確であることから、結局、グループ経営による子会社の利益が十分考慮されないおそれが残る。(経団連)
- ・ A案の規定を根拠に、従来のあるべき基準である独立当事者間取引基準は放棄されたとの理解を生む可能性がある。(同大①)
- ・ A案の②の要件は、裁判規範として曖昧に過ぎる。とりわけ、「一切の事情を考慮」した結果、①の「当該不利益に相当する額」を一定額控除することが想定されているのであれば、そのような価値の金銭評価は困難といわざるを得ない。(最高裁(一部))
- ・ 子会社少数株主が代表訴訟によって親会社の責任を追及することを認めるためには、株主代表訴訟の対象となる責任の範囲について特別規定を設けることで足りる。(岡山大)

【その他の意見】

- ・ 子会社が不利益を受けたかどうかの基準としては、独立当事者間取引基準を用いるべきである。(学習院大、関西大、中大(一部)、個人)。

- ・ 事業の根幹に関わる部分で取引を行うとき、例えば、親会社との間のロイヤリティーのレート等については、どんなに不利な取引であっても、当該取引がなかった場合と比較したら必ず利益を受けているのだから、このような場合には、①の要件に該当させることは難しい。その結果、このような制度が機能する場合が限定され過ぎてしまう。単なる独立当事者間取引基準で判断する必要はないが、総合的に見て子会社が不利益を受けているのであれば、取引が存在しなかった場合との比較に限定されるべきではない。(シティユーワ)
- ・ 「不利益」の概念をより明確化すべきである。(中大(一部), 明大, 渥美)
- ・ 「不利益」の立証にはかなりの困難が伴うのではないか。独立当事者間取引よりも安価に取引された場合には不利益が発生したことの事実上の推定が働き、後は会社側が反証を求められるということになりそうだが、経済活動に対して抑止効果が働かないか、懸念がないわけではない。(阪大)
- ・ 不利益の有無及び程度は一切の事情を考慮して判断するという漠然とした基準の下で、子会社の利益を十分に保護することができるか、疑問である。A案を「過失責任」として、「やむことを得ない事由」が認められる場合、親会社は子会社に対し責任を負わないとするほうが、私法の基本原理に忠実であり、より単純である。(大阪市大①, 大阪市大②)
- ・ 子会社が企業グループにあることによって得られる利益を考慮するためには、「当該株式会社と当該親会社の間における当該取引以外の取引の条件その他一切の事情」を親会社の過失という主観的要件で考慮する余地を残すほうが、規定の運用としては便宜ではないか。(立教大)
- ・ A案②が、親子会社間の利益相反取引によって不利益を被る子会社に対して、当該取引外の点で何らかの補償的措置が親会社によってとられている場合にのみ、当該親会社が免責されることを意味しているのであれば、②の規定には、具体的な補償措置の必要性の要件を盛り込むべきではないか。(学習院大)
- ・ 親会社等の責任について主観的要件を要するか否か検討が必要である。(MHM)
- ・ 責任の主体は、国・地方公共団体を含む他の法人等についても同様に取り扱うのが整合的である。(法友会)
- ・ 100%子会社は、規制の対象外とされるべきである。(チェーン協, 損保協, 個人)
- ・ 兄弟会社等との取引も対象となるようにすべきである。(個人)
- ・ 取引条件の妥当性についての証明は親会社が行うべき旨定めるべきである。(個人)

その他の関連意見

- ・ 利益相反取引に限らず、親会社の指図等の行為により子会社が損害を被る場合にも親会社の責任を認める規定を置くべきである。(大阪市大①, 大阪市大②, 学習院大)
- ・ 大株主(支配株主)の会社(又は会社及び少数株主)に対する忠実義務に関する一

般規定を設けるべきである。（早大①（一部），個人）

- ・ A案と並行して、一定の要件を満たした場合（例えば、親会社の子会社の利益を侵害した事実が公になり、子会社の株価が下落して、子会社少数株主が株式を安価で売却せざるを得なかった場合）には、子会社少数株主に親会社に対する直接の損害賠償請求権を認めるべきである。（大阪市大①，大阪市大②）
- ・ 親会社等との間の重要な取引は、株主投票（親会社及び当該関連会社は議決権を持たない。）によって同意を得られた場合のみに限るべきである。（ウォルター）
- ・ 子会社少数株主の退出機会を保障するため、セル・アウト制度の導入等を検討すべきである。（同大①，二弁）
- ・ 子会社債権者の保護が不十分であり、その点の手当てが残された課題である。（早大①）
- ・ 債権者代位権の行使は容易ではないことから、債権者代位権の要件の緩和を図ることが望ましい。（学習院大）

2 情報開示の充実

個別注記表又は附属明細書に表示された株式会社とその親会社等との間の取引について、監査報告等による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

【賛成】日弁連，札幌弁，東弁，一弁，二弁，大阪弁，福岡弁，青学大，阪大，大阪市大①，大阪市大②，岡山大，学習院大，関西大，関学大，慶大，中大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，早大①，貿易会，大阪司，あり方会，北加日協，サントリー，日監協，平田，法親会，個人1名

【反対】同友会，印刷連，個人2名

- ・ 企業グループに過度な負担を課すものならば、反対である。一回一回の親子間の取引条件を全て開示していたら、大幅なコスト増となる。仮に開示不足としてその度子会社の少数株主から訴訟を起こされる懸念があっては、事業を円滑に遂行することができない。1社で百社以上の子会社を持つような場合もある現状、濫訴の懸念が高まり、効率的なグループ経営を委縮させる。（同友会）
- ・ 取引相手が親会社であるというだけで開示義務を課すことは、今や一般的となったグループ内連結経営を萎縮させる結果となり、ふさわしくない。（印刷連）

【その他の意見】

- ・ 子会社の取締役会や監査役の判断も開示させるべきである。さらに、子会社に不利益が生じている場合には、親会社からの補償的措置の有無も開示させるべきである。（学習院大）
- ・ ドイツの従属報告書のような非開示の報告書制度や、裁判所選任の検査役による検

査の制度を設けるべきである。(大阪市大①, 大阪市大②, 同大②)

- ・ 子会社の株主に親会社の取締役会議事録, 会計帳簿等の閲覧・謄写権を認める規定を創設すべきである。(平田)

第3 キャッシュ・アウト

1 特別支配株主による株式売渡請求等

- ① 株式会社(以下「対象会社」という。)の特別支配株主は, 対象会社の全ての株主(特別支配株主及び対象会社を除く。以下「売渡株主」という。)に対し, その有する株式の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。

(注) 「特別支配株主」とは, ある株式会社の総株主の議決権の10分の9(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては, その割合)以上を有する者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社等が有している場合における当該者をいうものとする。

- ② 特別支配株主は, ①による請求(以下「株式売渡請求」という。)をするときは, 併せて, 対象会社の全ての新株予約権の新株予約権者(特別支配株主及び対象会社を除く。)に対し, その有する新株予約権の全部を特別支配株主に売り渡すことを請求することができるものとする。

(注1) 新株予約権付社債に付された新株予約権の取扱いについては, なお検討する。

(注2) 新株予約権の売渡請求に関する手続等については, 下記の株式売渡請求に関する規律に準じて, 所要の規定を設けるものとする。

- ③ 株式売渡請求は, 次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないものとする。

ア 売渡株主に対して交付する金銭の額又はその算定方法

イ 売渡株主に対するアの金銭の割当てに関する事項

ウ 特別支配株主が株式売渡請求に係る株式(以下「売渡株式」という。)を取得する日(以下1において「取得日」という。)

(注) イの事項は, 売渡株主の有する売渡株式の数に応じて金銭を割り当てることを内容とするものでなければならないものとする。

- ④ 特別支配株主は, 株式売渡請求をしようとするときは, 対象会社に対し, その旨及び③に掲げる事項を通知し, 当該請求をすることについて, 対象会社の承認を受けなければならないものとする。

- ⑤ 対象会社が取締役会設置会社である場合には, ④の承認をする旨の決定は, 取締役会の決議によらなければならないものとする。

⑥ 対象会社は、④の承認をした場合には、取得日の20日前までに、売渡株主に対し、当該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所並びに③に掲げる事項を通知しなければならないものとする。対象会社が公開会社である場合には、当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。

⑦ 対象会社が⑥の通知又は公告をした場合には、特別支配株主は、売渡株主に対し、株式売渡請求をしたものとみなすものとする。

⑧ 対象会社は、⑥の通知又は公告の日から取得日後6か月を経過する日までの間、④の承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所並びに③に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。売渡株主は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 本文の事項のほか、上記の書面又は電磁的記録に記載又は記録しなければならない事項としては、③アの金銭の額の相当性に関する事項（当該事項に関する取締役又は取締役会の判断及びその理由を含む。）、売渡株主の利益を害さないように留意した事項等が考えられる。

⑨ 特別支配株主は、取得日に、売渡株式の全部を取得するものとする。

⑩ 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式売渡請求に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間、当該書面等をその本店に備え置かなければならないものとする。売渡株主は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

⑪ 株式売渡請求があった場合には、売渡株主は、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができるものとする。

(注) 取得日後一定期間（例えば、20日）を経過する日までの間にも申立てをすることができるものとするかどうかについては、なお検討する。

⑫ 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の年6分の利率により算定した利息をも支払わなければならないものとする。

(注) 上記のほか、売買価格の決定に関する手続等については、第4の2における株式買取請求制度の見直しを踏まえて、所要の規定を設けるものとする。

⑬ 次に掲げる場合であって、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に対し、株式売渡請求による売渡株式の取得の全部をやめることを請求することができるものとする。

ア 株式売渡請求が法令に違反する場合

イ 対象会社が⑥又は⑧に違反した場合

ウ ③ア又はイに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

⑭ 株式売渡請求による売渡株式の取得の無効は、取得日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、売渡株主、対象会社の取締役及び取得日において対象会社の取締役であった者に限り、提起することができるものとする。

⑮ ⑭の訴えについては、特別支配株主を被告とするものとする。当該訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属するものとする。

⑯ ⑭の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、株式売渡請求による売渡株式の取得は、将来に向かってその効力を失うものとする。当該判決は、第三者に対してもその効力を有するものとする。

(注) 上記のほか、株式売渡請求に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

制度の創設について

【賛成】最高裁、札幌弁、東弁、一弁、福岡弁、経産省、青学大、阪大、大阪市大①、関西大、慶大、西南大、中大、東洋大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、日商、VC協、貿易会、全銀協、東証、渥美、AMT、あり方会、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、シティユーワ、シルチェスター、総法研、NOT、日司連、取締役協、ハーミーズ、平田、ベイリー、法親会、MHM、個人4名

【反対】岡山大学、関学大、専大、同友会、全中、大阪司、株権弁、リーガル、個人12名

- ・ 完全子会社化のための趣旨は理解することができるとしても、この制度が濫用された場合、株主の基本的な権利が奪われてしまう結果は重大である。濫用防止策を更に強化するなど、より慎重な姿勢が求められる。(関学大)
- ・ 株主の財産権である株主権を、株主の意思に反して強制的に取得することは極めて不当である。(株権弁、個人)
- ・ 少数株主を排除することによる利益を、少数株主が株主であり続けることによる利益に優先して保護すべき理由はない。(全中)
- ・ 新制度の創設によって、少数株主の権利が害され、中小企業の株主間における紛争が生ずることを懸念する。(大阪司)
- ・ 特別支配株主以外の残りの10分の1の株主による臨時株主総会において最低75%の賛成を求めるという高い保護が必要である。(リーガル)
- ・ 部会の提案を見ると、主に欧州の少数派株主に対する制度を導入することを念頭に

置いているように思われる。だが、こうした欧州の制度は、欧州のTOB（株式公開買付け）規制全体の中の一部として機能しているものである。欧州のTOB規制は、「原則として30%以上の株式取得は支配権の移動である」との認識から、市場内か市場外かに関わらず規制（全部買付義務等）を課す。その本質は支配権移動の規制であり、日本で当てはめれば確かに会社法的範疇の話である。だが、日本のこれまでのTOB規制は、むしろ米国型を範とした、株式を市場外で一定比率以上売買する場合の情報開示規制という性格が強く、だからこそ、今でも金融商品取引法で定められている。金融商品取引法と会社法との望ましい連携の在り方という根本的な検討をしないまま、拙速的に会社法だけ先行して大規模な制度変更を行うことには、極めて慎重であるべきである。（同友会）

- ・ キャッシュ・アウトによりメリットを享受するのは会社であるから、制度を新設するのであれば、会社が売渡請求権を有する制度とし、特別支配株主が存在するゆえに会社が株主間の支配比率の変動に直接介入することを例外的に認めるという制度と位置付けるべきである。（岡山大）

制度設計について

全般について

- ・ 株式売渡請求権の制度は、対象会社の多数株主が少数株主からその有する株式を強制的に買い取ることを認めるものであることから、制度の導入の可否及び具体的な制度設計については、少数株主の権利に対する手続的な保障が十分に図られているか否かという観点から、慎重な検討を要する。（日弁連、大阪弁）
- ・ 仮に株式売渡請求制度を導入する場合でも、無限定に認めるのではなく、債務超過等の「正当な理由のある場合」に限定する旨を条文上明記すべきである。（株権弁、個人）

①について

- ・ 非上場会社についても売渡請求の制度を適用する場合、①非上場会社では、株主名簿が正確でないか、又は、作成されていない会社が大半であるため、売渡請求の請求者が特別支配株主に該当するの可否に関する紛争が生ずる、②対象会社の役員は、特別支配株主と同一の利益状況にあることが多く、対象会社に売渡株主の利益確保を期待することは難しい、③特別支配株主の資金力が豊富とは限らず、当該株式の価額が特別支配株主の主張額よりも高いとの結論が出た場合、売渡株主に対価全額を提供できないといった事態が発生し得る、といった問題点が考えられる。（最高裁（一部））
- ・ 非上場会社、非公開会社等を一律の要件で対象会社に含めることについては、慎重な検討を要する。（日弁連、専大、日大、明大（一部）、立教大）
- ・ 公開会社でない会社を対象に含めるべきではない。（慶大、中大、日商、大阪司）

- ・ 特別支配株主が発行済株式の全部を有する株式会社等が有する株式を株式売渡請求の対象に含める必要はない。(明大, AMT)

①の(注)について

- ・ キャッシュ・アウトを請求することができる株主は、総議決権の90%以上を有する株主とすることが合理的であるが、濫用的なキャッシュ・アウトによって解散判決請求権による少数株主の保護の実効性が失われる危険があるなど、少数株主権との整合性が検討されるべき場合がある。(一弁, 総法研)
- ・ 特別支配株主の有する議決権には、株式の共同取得や株主権の共同行使を合意している者等の有する議決権も合算されるものとすべきである。(AMT, 個人)

②の(注1)について

- ・ キャッシュ・アウトの意義を損なわないため、新株予約権付社債に付された新株予約権も売渡請求の対象に含め得るものとすべきである。(経団連, 法友会, MHM)

③及び⑧について

- ・ 特別支配株主において、取得の対価の算定の方法や考え方を具体的かつ実質的に明らかにしなければならず、また、これらを備置書類等の記載事項に含めるべきである。(一弁, 総法研)

④及び⑤について

- ・ 対象会社の業務執行機関が、特別支配株主から独立した立場で適正な判断を行うことは期待し得ない。仮に少数株主の権利の保護を図るという観点から、対象会社の承認を要求するとしても、その判断の適正を担保するための仕組み(対象会社の社外役員の全員が賛同していること等)を設けるべきである。(日弁連)
- ・ 取締役会がキャッシュ・アウトの内容について適切な判断をすることは期待し難いので、取締役会の承認は不要とすべきである。(東弁, 青学大, あり方会(一部), 個人)

⑥について

- ・ 公告をもって通知に代えることができるものとすべきではない。(日弁連, 札幌弁, 一弁, 大阪弁, 関西大, シティユーワ, 総法研, たこ協, 個人)

⑥, ⑧及び⑩について

- ・ 株主への通知等に関する費用は、特別支配株主に負担させるべきである。(日弁連, 個人)

⑧の(注)について

- ・ 会社(取締役会又は取締役)の承認には、売渡しを強制的に行わせる決定という意味をもたせるべきであり、この点から、そもそもキャッシュ・アウト(自体)を相当とする理由をも開示させることが必要である。(関西大)

⑪について

- ・ 価格決定手続の明確化, 早期化の観点から、法律上、価格決定の際の考慮要素を

具体的に明示すべきである。(最高裁 (一部))

⑪の (注) について

【賛成 (取得日後の申立てを認めるべき)】 青学大, 明大, 個人 3 名

- ・ 公告しか行われないうちにキャッシュ・アウトの効力が生じ, 価格決定の申立てもできなくなるという結果になってはならない。(青学大)
- ・ 20 日間では足りず, より長期間にわたって認めるべきである。(個人)

【反対】 経団連, 全銀協, 法友会, 個人 1 名

- ・ 取得日後に想定外の取得費用の増加をもたらす可能性があるという点で, 制度が利用しづらいものとなる。(経団連, 全銀協, 法友会)

⑫について

- ・ 利率は普通預金利率とすべきである。(個人)

⑬について

- ・ 対価の公正性は, 迅速かつ安定的な判断が困難であり, また, これに関する売渡株主の保護は, 事後的な救済手段によれば十分であることから, 差止事由に, 対価の相当性そのものを理由とするもの (⑬ウ) を含めるべきではない。(一弁, 総法研)
- ・ 差止請求の管轄は, 対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所に専属するものとすべきである。(中大)

⑬及び⑭について

- ・ 不服のある株主は, 自らの有する株式の売渡しの効力のみを争うことができるものとして制度設計すれば足りると考えられるから, 新たに差止請求や無効の訴えの類型を認める必要はない。仮に, 売渡株式全体を対象とした差止請求や無効の訴えを認める場合には, 会社が訴訟当事者に含まれないのに, 売渡株式全体についての対世効を認める法的根拠が不明である。(最高裁 (一部))

⑭について

- ・ 私人間の取引であるにもかかわらず, 何故, 形成訴訟による必要があるのか, 慎重に検討する必要がある。(大阪弁)
- ・ 売渡株式の取得の無効の訴えについて, 6 か月間より長期の提訴期間を認めるべきである。(日弁連, 青学大)
- ・ 売渡株式の取得の無効の訴えの提訴権者には, 監査役等も含めるべきである。(日弁連, 明大)
- ・ 売渡株式の取得の無効事由には, 法令定款違反だけでなく, キャッシュ・アウトの著しい不当性や, 対価の支払がされないことも加えるべきである。(一弁, 総法研)

1の末尾の (注) について

- ・ 株券発行会社が株式売渡請求を行う際には, 対象会社において株券の提出に関する公告等を義務付けるべきである。(MHM)

- ・ 特別支配株主について、資金的裏付けの証明を検討する必要があるのではないか。
(早大① (一部))

その他の関連意見

- ・ 少数株主が自己の有する株式を売却する機会を確保する制度（セル・アウト制度）も併せて検討されるべきである。（一弁，青学大，慶大，西南大，広修大，明大（一部），早大①，全中，あり方会（一部），総法研）

2 全部取得条項付種類株式の取得に関する規律

(1) 情報開示の充実

- ① 全部取得条項付種類株式を取得しようとする株式会社は、株主総会（種類株主総会を含む。）の日の2週間前の日又は(2)①の通知若しくは公告の日のいずれか早い日から取得日後6か月を経過する日までの間、会社法第171条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

（注） 本文の事項のほか、上記の書面又は電磁的記録に記載又は記録しなければならない事項としては、会社法第234条に基づく端数の処理の方法に関する事項、当該端数の処理により株主に交付される金銭の額に関する事項等が考えられる。

- ② 株式会社は、取得日後遅滞なく、全部取得条項付種類株式の取得に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、取得日から6か月間、その本店に備え置かなければならないものとする。当該株式会社の株主及び取得日に当該株式会社の株主であった者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、当該書面等の閲覧等の請求をすることができるものとする。

【賛成】 日弁連，札幌弁，東弁，一弁，大阪弁，福岡弁，経産省，青学大，大阪市大①，阪大，岡山大，関西大，関学大，慶大，中大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，早大①，経団連，大阪司，あり方会，法友会，国際企業法務，サントリー，シティユーワ，総法研，日司連，平田，法親会，個人3名

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 開示すべき情報として追加されるものがシンプルなものであれば賛成する。（同友会）

- ・ 取得の対価の算定の方法や考え方についても、閲覧のための備置書類等の記載事項に含め、実質的かつ具体的な開示をさせるべきである。(一弁、総法研)
- ・ 第三者による株価算定書等も開示対象とすべきである。(シティユーワ、個人)
- ・ 第2部第3の1で提案されている株式売渡請求制度が総議決権の議決権の10分の9以上の保有を要件とすることと、株主総会の特別決議で足りるとしている既存の制度(全部取得条項付種類株式・現金対価合併)との整合性を十分に検証すべきである。既存の制度を存続させる特段の正当化根拠がないのであれば、(売渡請求権の制度化如何に関わりなく)既存制度の一般的な締出しへの活用を禁止すべきである。(同大①)
- ・ 今回の制度の見直しによって新たにキャッシュ・アウト制度が設けられるのであれば、全部取得条項付種類株式の取得は、いわゆる100%減資という本来の利用場面に限定すべきである。(早大①、東証)
- ・ 全部取得条項付種類株式の取得は、会社の債務超過等正当な理由のある場合にのみ許されるべきである。(株権弁、個人)
- ・ 非公開会社における全部取得条項付種類株式の取得は「やむを得ない事由のあるとき」に限定すべきである。(中大(一部))

(2) 取得の価格の決定の申立てに関する規律

- ① 全部取得条項付種類株式を取得しようとする株式会社は、取得日の20日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に対し、全部取得条項付種類株式を取得する旨を通知しなければならないものとする。当該通知は、公告をもってこれに代えることができるものとする。
- ② 全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の20日前の日から取得日の前日までの間にしなければならないものとする。
- ③ ②の申立てをした株主に対しては、株主総会の決議によって定められた取得対価は交付されない旨の明文の規定を設けるものとする。

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、経産省、青学大、大阪市大①、阪大、岡山大、関西大、関学大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、大阪司、あり方会、法友会、国際企業法務、サントリー、総法研、日司連、平田、法親会、個人2名

【反対】個人(③について)2名

- ・ 取得の価格の決定の申立てをした株主は金銭を一切受領することができないと勘違いするおそれがある。(個人)
- ・ 取得の価格の決定の申立てに対して萎縮的効果をもたらす。(個人)

【その他の意見】

- ・ (①について) 少数株主保護の観点から、公告による通知の代替を認めるべきではない。(青学大, 明大 (一部), 個人)
- ・ (②について) 取得日の20日前の日から取得日の前日までのほか、取得日から20日以上を経過する日までの間にも取得価格の決定の申立てをすることができるものとすべきである。(青学大, 明大 (一部))
- ・ ③の規律を設けた場合、全株主分の端数合計が1株に満たなくなる可能性が生じ、その結果、端数の合計分の株式を売却することができなくなるおそれがあるから、仮に③のような規律を設けるのであれば、少なくとも端数分の「割当て」は生ずるようにするべきである。(NOT)
- ・ (③について) 当該株主は全部取得条項付種類株式を取得された上に対価も交付されないという状況が生ずることになるが、それによって当該株主が被る不利益について、慎重に検討した上で制度化することが必要である。(法親会)

3 その他の事項

株主総会等の決議の取消しにより株主となる者も当該決議の取消しの訴えを提起することができる旨の明文の規定を設けるものとする。

(注) 上記のほか、株式の併合における端数となる株式の買取請求については、第1部第3の2(1)参照。

本文について

【賛成】 日弁連, 札幌弁, 東弁, 一弁, 大阪弁, 福岡弁, 経産省, 青学大, 大阪市大①, 阪大, 岡山大, 関西大, 関学大, 慶大, 中大, 獨協大, 日大, 広修大, 福大, 明大, 山口大, 立教大, 早大①, 貿易会, 大阪司, あり方会, 法友会, 国際企業法務, サントリー, 総法研, 日司連, 平田, 法親会, 個人2名

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 試案の考え方の趣旨は理解するが、実務への影響に十分な配慮が必要である。(経団連)

その他の事項

- ・ 全部取得条項付種類株式の取得等の既存手法によるキャッシュ・アウトは、株主の議決権の90%以上による賛成を要件とすべきである。(東証, インダス, GFO, コドリントン, シルチェスター, ハーミーズ)
- ・ キャッシュ・アウトのための株主総会の決議要件について、支配株主以外の株主が有する議決権の過半数の賛成を要件とすべきである。(大阪司)

- ・ キャッシュ・アウトのための株主総会の決議要件については、少数株主に分配する公正な対価の請求権が十分に確保される制度が整備されることを条件として、決議要件の加重をしないものとする。こととで差し支えないと考える。（青学大）
- ・ キャッシュ・アウトの対象会社における株主権の行使（責任追及等の訴え等）の継続中に、キャッシュ・アウトによって当該権利が消滅することについて、立法的な手当て（原告適格の維持等）が必要である。（日弁連、獨協大）

第4 組織再編における株式買取請求等

1 買取口座の創設

- ① 消滅株式会社等（会社法第782条第1項等）又は存続株式会社等（同法第794条第1項）（以下1及び2において「会社」と総称する。）であって、振替株式を発行しているものは、吸収合併等又は新設合併等（以下「組織再編」と総称する。）に係る契約の締結又は計画の作成後遅滞なく、振替機関等に対して、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座（以下「買取口座」という。）の開設の申出をしなければならないものとする。
- ② 会社が社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項により公告すべき事項に、買取口座に係る事項を追加するものとする。
- ③ 反対株主は、株式買取請求をする場合には、当該請求と同時に、当該請求に係る振替株式について、買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとする。
（注） 反対株主が、株式買取請求に係る振替株式について、上記の振替の申請をしなかった場合には、当該請求は、その効力を生じないものとする。
- ④ 存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社は、反対株主に対して株式買取請求に係る振替株式の代金の支払（2の支払を除く。）をするまでは、当該振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができないものとする。
- ⑤ 消滅株式会社等（吸収分割株式会社及び新設分割株式会社を除く。）は、当該組織再編の効力発生日までは、株式買取請求に係る振替株式について、自己の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができないものとする。
- ⑥ 会社は、反対株主による株式買取請求の撤回について承諾をしたときは、直ちに、当該請求に係る振替株式について、当該反対株主の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならないものとする。
（注1） 上記のほか、買取口座への振替等について、所要の規定を設けるものとする。

る。

(注2) 種類株式に係る定款変更等における株式買取請求及び事業譲渡等における株式買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

(注3) 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、経産省、青学大、阪大、関学大、慶大、中大、東洋大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、貿易会、AMT、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、全株懇、総法研、NOT、平田、法親会、MHM、個人3名

【反対】岡山大、関西大、株権弁、個人6名

- ・ 株主に現在以上の負担をかけるべきではない。(株権弁、個人)
- ・ 当該企業と投資家の間には情報の非対称性が多く、株主の権利を狭める規定には反対する。(個人)
- ・ 振替株式を発行している会社についてのみ規制を設けることは、会社法の体系からみて異質である。(岡山大)
- ・ 反対株主の投機的な行動を助長している規制の歪みを正さずに、株式買取請求の撤回を制限することの適切性に疑問がある。(関西大)

【その他の意見】

- ・ 会社に対する株式買取請求と直近上位機関である証券会社に対する振替の申請を「同時に」するのは事実上不可能であり、この点への配慮が求められる。(MHM)
- ・ 買取口座が適法に開設されなかった場合においては、振替株式に係る株式買取請求について買取口座への振替申請をしなかったときであっても、適法に株式買取請求をなし得ることとすべきである。(MHM)
- ・ (④について) 代金の支払を確認する手段を確保する必要がある。(阪大)
- ・ 総株主通知において、株主が株式買取請求を行っていることを表示するかどうかについて検討すべきである。(AMT)
- ・ 買取口座に記録された買取請求に係る株式が、買取代金が支払われるまでは反対株主に帰属し、債権者等による差押えが可能であることを明示する規定を設けるべきである。(大阪弁)

2 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度

組織再編において株式買取請求があった場合には、会社は、反対株主に対し、株式の価格の決定がされる前に、会社が公正な価格と認める額を支払うことができるものとする。

(注1) 会社法第786条第4項等の規定にかかわらず、会社は、上記による支払

をした場合には、当該支払をした額に対する当該支払後の利息を支払う義務を負わないものとする。

(注2) 種類株式に係る定款変更等における株式買取請求、全部取得条項付種類株式の取得に係る価格決定の申立て及び事業譲渡等における株式買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

(注3) 新株予約権買取請求についても、同様の規律を設けるものとする。

(注4) 反対株主は、株式買取請求をした後、当該請求に係る株式について剰余金配当受領権を有しないものとするかどうかについては、なお検討する。

本文について

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、経産省、青学大、阪大、岡山大、関西大、関学大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、立教大、早大①、経団連、貿易会、全銀協、AMT、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、全株懇、総法研、日司連、取締役協、平田、法親会、MHM、個人2名

- ・ 裁判所の仲介で一部受領が促されているという実情もある。(日弁連)

【反対】株権弁、個人6名

- ・ 株主から請求がある場合に限るという条件が付くのであれば賛成である。(株権弁、個人)
- ・ 会社が不当に低額な買取価格を示して供託した場合、反対株主は当該株式に係る買取価格が決定するまで供託金の還付を受けることができない。(個人)

【その他の意見】

- ・ 実務において仮払いが行われており、それがうまく機能しているのであれば、それに委ねておくのも一考であろう。(山口大)
- ・ 当該支払代金又は対象となる株式が会社と反対株主のいずれに帰属するのか、また、供託された場合の反対株主の債権者等第三者による差押えの可否その他についても整理すべきである。(大阪弁、慶大)
- ・ 裁判所の価格決定によっては、結果として過払いとなるケースも想定されるので、反対株主から会社への超過額の返還の取扱い（特に利息の有無）について明確化すべきである。(NOT)

(注4) について

【賛成（有しないものとすべき）】東弁、大阪弁、阪大、明大、AMT、片岡、日司連、法親会、個人1名

- ・ 株式買取請求をした反対株主が配当を受領するのは、実質的な二重取りである。(東弁、AMT、片岡、法親会、個人)

【反対】獨協大

- ・ 株式買取請求をした反対株主を制裁する意味合いがあると思われる。(獨協大)

3 簡易組織再編等における株式買取請求

存続株式会社等において簡易組織再編の要件を満たす場合（会社法第796条第3項）及び譲受会社において簡易事業譲渡の要件を満たす場合（同法第468条第2項）には、反対株主は、株式買取請求権を有しないものとする。

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、一弁、福岡弁、経産省、大阪市大①、西南大、中大、日大、広修大、福大、明大、立教大、経団連、チェーン協、貿易会、AMT、大阪司、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、シティユーワ、全株懇、総法研、日司連、取締役協、平田、法親会、MHM、個人1名

【反対】大阪弁、青学大、阪大、岡山大、関西大、関学大、獨協大、山口大、早大①、株権弁、個人8名

- ・ 簡易組織再編の要件を満たす場合でも、株主に影響が生ずるおそれがある。(大阪弁、青学大、関学大、早大①、株権弁、個人)
- ・ 株式買取請求権は株主の最終的な救済手段であるので、株主総会が不要の場合であっても株式買取請求権を認めるべきである。(阪大)
- ・ 実務的には、存続株式会社等及び譲受会社は、各会社の株主からの買取請求権の行使をできる限り避けたいと考えるがゆえに、消滅会社等及び譲渡会社の資産について保守的な評価を実施している。(大阪弁)
- ・ 株式買取請求権の制度趣旨に反する。(獨協大)

【その他の意見】

- ・ 株式買取請求制度を総合的に見直し、その会社法上の位置付けを再検討した上で採り上げるべきである。(慶大)
- ・ むしろ分割会社における簡易会社分割や重要な事業の一部譲渡について株式買取請求権を認める方向で検討すべきである。(岡山大、山口大)
- ・ 簡易組織再編であって、かつ、株主の総議決権の10分の1を超える株主の反対通知がないことを要件とすべきである。(関西大)
- ・ 反対株主の株式買取請求権を剥奪するのであれば、簡易組織再編の要件を厳しくすべきである。(個人)
- ・ 略式組織再編等における特別支配会社は、株式買取請求権を有しないものとしていただきたい。(全株懇)

(後注) 株式会社が組織再編をする場合において、当該株式会社が当該組織再編の条

件について公告をしたときは、当該公告後に株式を取得した反対株主は、株式買取請求権を有しないものとするかどうかについては、なお検討する。

【賛成】経産省，青学大，岡山大，獨協大，経団連，AMT，法友会，サントリー，シティユーワ，全株懇，総法研，法親会，個人1名

- ・ 組織再編の具体的条件が公告された後に株式を購入して株主総会で反対し、それが功を奏しない場合に株式買取請求をするような事例は、株式買取請求権の本質的な利用ではない。(法友会，個人)

【反対】日弁連，東弁，大阪弁，阪大，大阪司，片岡

- ・ 不当な組織再編を間接的に抑止する見地からは、通知又は公告後の株主についても株式買取請求を認めるのが相当である。(日弁連，大阪弁，阪大)
- ・ 組織再編の具体的条件が公告された後に、既に一定数の株式（議決権）を有する株主が、適正でない組織再編を是正する目的で株式を買い増すなどして株主権を行使し、それが功を奏しない場合に株式買取請求をする場合は、濫用とはいえない。(東弁，大阪弁，大阪司，片岡)

【その他の意見】

- ・ 検討すること自体には賛成だが、具体的要件についてはなお慎重に検討する必要がある。(あり方会)
- ・ 併せて、基準日後に株式を取得した株主の株式買取請求権の有無を検討すべきである。また、例えば、(組織再編の条件が記載された)臨時報告書が提出された場合には、公告と同様の効果が生じているといえることから、当該提出後に新たに株式を取得した株主についても、株式買取請求権を有しないものとすることを検討すべきである。(AMT)
- ・ 組織再編に反対する株主が持株比率を高めるために買い進めるような場合をいわずに制限するおそれがないかなど、実務上の観点から更に検討すべきである。(総法研)
- ・ 組織再編の条件を知る前から株主であった者が、組織再編の条件を知った後に株式を買い増した場合の当該買増し分については、例えば、当該株主が組織再編の条件が不当であると考え、株主総会で反対するために株式を買い増した場合のように、当該株主の保護の必要性は高くはないとはいえないことから、別途の取扱いを検討することも考えられる。(AMT)
- ・ 担保実行や組織再編によりたまたま取得した者は、組織再編の条件の公告後も株式買取請求権を認めていただきたい。(サントリー)
- ・ 信託勘定を通じて保有している場合等、会社側が株式の取得時期を探知し得ない場合の取扱いについて明確化するようお願いしたい。(法友会)
- ・ 法制上、濫用的な株式買取請求の効力を否定するための何らかの対策が採られることが望ましい。(MHM)

- ・ 「公告」は金融商品取引法第166条第1項の「公表」とすべきである。(個人)

第5 組織再編等の差止請求

略式組織再編に加えて、それ以外の組織再編（簡易組織再編の要件を満たす場合を除く。）についても、株主が当該組織再編をやめることを請求することができる旨の明文の規定を設けるかどうかについては、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 当該組織再編が法令又は定款に違反する場合であって、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該組織再編をやめることを請求することができるものとする。存続株式会社等についても、同様の規律を設けるものとする。

(注1) 上記に加えて、特別の利害関係を有する者が議決権を行使することにより、当該組織再編に関して著しく不当な株主総会の決議がされ、又はされるおそれがある場合であって、株主が不利益を受けるおそれがあるときに、株主が当該組織再編をやめることを請求することができるものとするかどうかについては、なお検討する。

(注2) 全部取得条項付種類株式の取得、株式の併合及び事業譲渡等についても、同様の規律を設けるものとする。

【B案】 明文の規定は、設けないものとする。

明文の規定を設けることについて

【A案に賛成】 日弁連、札幌弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、大阪市大①、阪大、岡山大、関西大、関学大、慶大、中大、専大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、大阪司、あり方会、GFO、株権弁、北加日協、総法研、ハーミーズ、平田、リーガル、個人7名

- ・ 組織再編の無効の訴えや株式買取請求権等の現行法の規律だけでは、組織再編の公正に対する監視機能を果たす制度が十分に整備されているとはいえない。(日弁連)
- ・ 組織再編の効力を無効の訴えにより事後的に否定することは、法律関係を錯綜させるおそれがある。(札幌弁、福岡弁、山口大、大阪司、株権弁、個人)
- ・ 現行法の下では、株主が組織再編を差し止めることが困難である。(大阪弁、関西大、関学大、獨協大、広修大、山口大、大阪司)
- ・ 既存株主の保護がより充実する。(GFO、ハーミーズ、リーガル、個人)

【B案に賛成】 最高裁、東弁、経産省、関経連、中経連、経団連、日商、貿易会、全銀協、貸金協、クレジット協、損保協、渥美、AMT、片岡、法友会、国際企業

法務，サントリー，NOT，日司連，法親会，ヤフー，個人1名

- ・ 差止請求を認めると、適正な条件による組織再編に対しても萎縮的効果を及ぼすおそれがある。(東弁、関経連、経団連、日商、貿易会、全銀協、貸金協、損保協、AMT、片岡、法友会、国際企業法務、法親会、ヤフー)
- ・ 濫用的な差止請求の懸念がある。(経産省、関経連、中経連、経団連、全銀協、貸金協、クレジット協、国際企業法務、サントリー)
- ・ 組織再編に不満を持つ少数株主の保護は、組織再編の無効の訴えや株式買取請求権等の現行法の規律により十分図られている。(東弁、中経連、日商、全銀協、渥美、AMT、ヤフー)
- ・ 現行法の下でも、株主や債権者には、組織再編の無効の訴えや株主総会決議の取消しの訴えを本案とした組織再編の差止めを求める仮処分により、組織再編の効力を争う手段が確保されている。(経産省、関経連、中経連、経団連)
- ・ 複雑な判断を要求される大規模な組織再編等については、短期に判断を行う差止めの仮処分の趣旨に合致しない。(法友会)
- ・ 略式組織再編以外の組織再編については、株主が株主総会における議論により組織再編の実行の是非を判断することができることが前提となっており、略式組織再編以外の場合に差止請求権を認めるべきとする十分な理由がない。仮に、上記とは別の議論により差止請求権を認めるのであれば、その要件を、現在の略式組織再編における差止請求権と同じ要件にすべきであるし、簡易組織再編についてだけこれを認めないとするのも説得的でない。(NOT)
- ・ A案における差止請求の要件は不明確であり、要件について明確な内容のコンセンサスができない間は、従来どおりの規制とすべきである。(個人)

【その他の意見】

- ・ 差止請求権を少数株主権とすることについても検討すべきである。(福大)
- ・ 差止事由を手続的な違法事由に限定すべきである。(一弁、日大、立教大、総法研)
- ・ 善管注意義務違反や忠実義務違反が含まれないことを、解釈に委ねるべきではなく、法文上に明記すべきである。(最高裁(一部))
- ・ 取締役が善管注意義務違反や忠実義務違反がある場合にも、組織再編等の差止請求を認めるべきである。(関学大、株権弁、個人)
- ・ 軽微な手続違反で差止めがされるような事態を回避するため、差止めの要件をより厳格なものとするべきである。(阪大(一部))
- ・ 法制化を進めるにあたっては、裁量棄却のような制度も併せて検討すべきである。(個人)
- ・ 簡易組織再編に対する差止請求も認めるべきである。(阪大、獨協大)
- ・ 存続株式会社等における組織再編や事業譲渡の場合については、現行法上の違法行為差止請求(会社法第360条)により救済されるべきものとも思われ、それらの場

合まで新たな差止請求の守備範囲に取り込む必要性（違法行為差止請求との役割分担）について、なお検討が必要である。（NOT）

A案の（注1）について

【賛成（差止事由とすべき）】大阪弁，青学大，岡山大，中大，広修大，明大，個人1名

- ・ 実務で問題とされるのは，組織再編に際しての消滅会社等の株主等に交付される対価の比率であるが，現行法の下では会社法第831条第1項第3号の株主総会決議取消事由を満たす場合に限り，事後救済が認められるにすぎない（株主総会決議取消請求権を被保全権利とする事前差止めが認められるかどうか不明である。）。（大阪弁）
- ・ （注1）については，仮処分手続等，裁判所が短い審理期間の中で判断をすることは困難である旨の問題点が指摘されているが，裁判所は，特別利害関係人が行使するか否かについて確認し，確定すれば足りるのであって，その事実認定がそれほど困難であるとは考えられない。（大阪弁）

【反対】最高裁，日弁連，札幌弁，経産省，法友会，平田，MHM，個人1名

- ・ 株主による組織再編の差止請求は，実際には，仮処分命令申立事件により争われ，短期間での判断が必要となる。（最高裁（一部），経産省，MHM）
- ・ （注1）に掲げる要件について，定量的・定性的に判断することは難しく，この案が採用された場合には予見可能性を欠く法制度になる。（法友会）
- ・ 裁判所による判断が長引くことになれば，当該事案において，組織再編の実施が事実上困難になってしまう可能性があるし，これを認容する仮処分を発する場合も，その担保は，相当高額なものにならざるを得ない。（最高裁（一部））
- ・ （注1）に掲げる場面における少数株主の保護は，株式買取請求権で十分である。（日弁連，札幌弁，経産省，平田）

【その他の意見】

- ・ 当該組織再編が「著しく不公正である場合」にも，差止事由を認めるべきである。（早大①）

A案の（注2）について

- ・ 事業譲渡等については，会社法第360条の規律で足りる。（関西大，中大（一部））
- ・ 全部取得条項付種類株式の取得等には，無効の訴えがないので，差止仮処分命令が発令された場合の効果が組織再編に比べてより強い（当該行為の効力が生じなくなるなど）と解される余地がないか，慎重な検討が必要である。（MHM）

第6 会社分割等における債権者の保護

1 詐欺的な会社分割における債権者の保護

- ① 吸収分割会社又は新設分割会社（以下第6において「分割会社」という。）が、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社（以下第6において「承継会社等」という。）に承継されない債務の債権者（以下「残存債権者」という。）を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする。ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでないものとする。

（注） 株式会社である分割会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当（取得対価又は配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合（会社法第758条第8号等）には、上記の規律を適用しないものとする。

- ② 残存債権者が、分割会社が①の会社分割をしたことを知った時から2年以内に①による請求又はその予告をしない場合には、①による請求をする権利は、当該期間を経過した時に消滅するものとする。会社分割の効力が生じた時から20年を経過したときも、同様とするものとする。

（注） 事業譲渡についても、①及び②と同様の規律を設けるものとする。

1のような規定を設けることについて

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、経産省、青学大、阪大、岡山大、関西大、関学大、西南大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、立教大、早大①、VC協、貿易会、整理回収機構、信保協、連合、AMT、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、国際企業法務、サントリー、シティユーワ、総法研、日司連、平田、法親会、MHM、個人2名

【反対】 NOT、個人1名

- ・ 民法上の詐害行為取消権に加えて、会社法において、承継会社等への直接の支払請求権を認めることは、詐害性のない会社分割を利用した組織再編への悪影響が大きい。（NOT）

【その他の意見】

- ・ 残存債権者も、事前の債権者保護手続の対象とすべきである。（慶大、山口大、明大、早大①、シティユーワ、日司連）
- ・ 分割会社は、残存債権者に対しても、会社法第799条第2項又は第810条第2項所定の事項を各別に通知しなければならないものとし、分割会社がこの通知を怠っ

た場合は、当該通知を受けなかった残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとするなどの規定を設けるべきである。(整理回収機構)

具体的な制度設計について

①の「害することを知って」について

- ・ 「害することを知って」の意味を、会社分割又は事業譲渡時の弁済率を害するものであることを明確にすべきである。(預保)
- ・ 「詐欺の認識」だけでは不足であり、「債務の全額を弁済することができないことの認識」を追加すべきである。(個人)
- ・ 会社分割等の効力発生後1年以内に残存債権者に対する債務不履行が生じた場合には、詐害行為の存在及び詐害意思を推定する規定を設けるべきである。(個人)

①の責任限度額について

- ・ 「承継した財産の価額」は、時価を基準とすべきであり、また、残存債権者が請求することができる債権額は、分割時点での残存債権の「時価」を限度とすべきである。(大阪弁)
- ・ 責任限度額の定めを設ける場合には、限度となる「財産の価額」は、承継会社等が承継した「負債の額」を控除しない価額であること及び「のれん等の資産の額」を含めた価額であることを明記すべきである。(整理回収機構)
- ・ 分割会社が事業に関して有する権利義務を承継会社等に承継させるという会社分割の性格に照らすと、「承継した財産の価額」とは、必ずしも「効力発生日における正味売却価額」に限らず、会社分割による承継の対象となった事業から生ずるキャッシュ・フローも勘案した財産の価額、例えば、割引現在価値を含めた財産の価額を責任の限度額とすることも、合理性を有する。(一弁)
- ・ 「承継した財産の価額を限度として」という責任限度額を設けるべきではない。(関西大、整理回収機構、全銀協、個人)

①の吸収分割承継会社の悪意を要件とすることについて

- ・ 「残存債権者を害すべき事実」とは、その時点での清算価値を下回ることとすべきである。(大阪弁)
- ・ 詐害的な会社分割の事案であっても、吸収分割承継会社が善意であることにより残存債権者が保護されないという状況になることを可及的に回避するため、債務超過である会社又は会社分割により債務超過となる会社が吸収分割をする場合に、知っている残存債権者に対して、債務超過である旨又は当該吸収分割により債務超過となる旨を付記した上で会社法第799条第2項所定の事項を各別に通知しなければならないものとするべきである。(一弁(一部)、総法研(一部))

②について

- ・ 承継会社等の責任の存続期間については、会社法第22条第3項、民法第426条等との均衡を勘案すると、会社分割の効力が発生した日から2年間とすることが相当である。(一弁, あり方会(一部), 総法研)
- ・ 除斥期間について、会社分割をしたことを知った時から2年、会社分割の効力が生じた時から20年とすることは、利害関係者が多数に上る可能性がある会社に関するものとしては長すぎる。(山口大, 整理回収機構, サントリー, シティユーワ, 法親会)

1の(注)について

【賛成(事業譲渡についても規律を設ける。)】日弁連, 札幌弁, 一弁, 大阪弁, 福岡弁, 広修大, 明大, AMT

【反対】関西大, 早大①

- ・ 詐欺的な事業譲渡が行われた場合の残存債権者の保護については、会社法第22条がその役割を担っているところ、同条を改正する必要があるという事情は存しない。譲受会社の責任を、譲り受けた財産の価額に縮減することは、残存債権者の保護に欠ける。(関西大)
- ・ 事業譲渡については、現在と同様に、民法の詐害行為取消権に委ねることで足りる。包括承継である会社分割と特定承継である事業譲渡は、相応に別異に扱われるべきである。(早大①)

制度設計に関するその他の事項について

- ・ 裁判所, 金融庁長官等の監督官庁の許可を得て会社分割を行う場合について、除外規定を設けることも検討すべきである。(預保)
- ・ 残存債権者に対する各別の催告を行った場合には、承継会社等への請求権は認められないものとすべきである。(個人)
- ・ 民法上の詐害行為取消権との関係を明確にするよう規定すべきである。(預保)

2 不法行為債権者の保護

会社分割について異議を述べるができる債権者のうち、不法行為によって生じた分割会社の債務の債権者であって、分割会社に知れていないものの保護について、次のとおりの見直しをするものとする。

- ① 当該債権者は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、分割会社に対して、吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日分割会社が有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする(会社法第759条第2項等参照)。

② 当該債権者は、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に承継会社等に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであっても、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるものとする（会社法第759条第3項等参照）。

【賛成】 日弁連，札幌弁，東弁，一弁，大阪弁，福岡弁，経産省，青学大，大阪市大①，阪大，岡山大，関西大，関学大，慶大，西南大，中大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，早大①，日商，渥美，AMT，大阪司，あり方会，片岡，北加日協，法友会，サントリー，総法研，平田，法親会，MHM，個人2名

【反対】 国際企業法務，個人1名

- ・ 会社分割時に定めた債務移転の範囲とは無関係に，不法行為債権者は，分割会社と承継会社の双方に債務の履行を請求することができるとするれば，移転債務の範囲をいつまでも確定することができず，実務上の弊害が生ずる。（国際企業法務）

【その他の意見】

- ・ 具体的な責任の限度額を，吸収分割の効力が生ずる日若しくは新設分割設立会社の成立の日分割会社が有していた財産の価額又は承継した財産の価額を限度とすることについては，慎重な検討を要する。（一弁）
- ・ 不法行為債権者の範囲は広いため（取引的不法行為債権者と通常の債務不履行の債権者との区別は困難である。），不法行為債権者を，例えば，悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権，故意又は重過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権等と限定をすべきである。（預保）
- ・ 分割会社は，承継債権者に対する各別の催告を省略することができないとすべきである。（法親会）

（後注） 株式会社が組織再編や事業譲渡をする場合に，従業員の意見等を開示するものとするかどうかについては，なお検討する。

【賛成（従業員の意見等を開示する。）】 青学大，連合

- ・ 従業員の意見等を開示することにより，その組織再編が企業価値にどのような影響を与えるのかを知る材料となり得る。（青学大）
- ・ 組織再編等に関する労働組合への情報提供はされているものの，情報提供が事後的である点について課題を提起する声が多く出されている。また，組織再編や事業譲渡を従業員がどう考えているかは，その後の企業価値にとって大きな影響を有している。（連合）

【反対】 東弁，一弁，明大，経団連，日商，渥美，AMT，あり方会，片岡，法友会，総法研，平田，法親会，MHM

- ・ 様々な利害関係人のうち従業員についてのみ手続を設ける根拠が十分ではない。（東弁，一弁，経団連，日商，渥美，AMT，片岡，法友会，総法研，法親会）
- ・ 従業員の意見の集約に時間的・手続的コストを要し，迅速な組織再編の実現を困難にするなどの懸念がある。（東弁，一弁，経団連，日商，渥美，AMT，片岡，総法研，法親会，MHM）
- ・ 仮に会社分割の手続における労働者の保護について更なる立法上の手当てが必要であるとしても，会社法の改正で対応すべき性質のものではない。（一弁，明大，法親会）

【その他の意見】

- ・ 「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」を「組織再編に伴う労働契約の承継等に関する法律」という形式に一般化して，組織再編及び事業譲渡に対応すべきである。（広修大）

第3部 その他

第1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

株式会社の株主は，他の株主が次に掲げる金融商品取引法上の規制に違反した場合において，その違反する事実が重大であるときは，当該他の株主に対し，当該株式会社の株主総会における議決権の行使をやめることを請求することができるものとする。

- ① 公開買付けを強制する規制のうち株券等所有割合が3分の1を超えることとなるような株券等の買付け等に関するもの（金融商品取引法第27条の2第1項第2号から第6号まで）
- ② 公開買付者に全部買付義務（応募株券等の全部について買付け等に係る受渡しその他の決済を行う義務）を課す規制（金融商品取引法第27条の13第4項）

（注1） 公開買付者が強制的全部勧誘義務（買付け等をする株券等の発行者が発行する全ての株券等について買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行う義務）（金融商品取引法第27条の2第5項，金融商品取引法施行令第8条第5項第3号）に違反した場合の取扱いについては，なお検討する。

（注2） 株主のほか，当該株式会社も同様の請求をすることができるものとするかどうかについては，なお検討する。

（注3） 上記の請求の効果を当該株式会社に及ぼすための手続等については，なお検討する。

(注4) 当該株式会社の株主総会の決議に関する定足数の算定に際し、上記の請求によって行使することができないものとされた議決権の数を算入するものとするかどうかについては、なお検討する。

本文について

【賛成】日弁連、札幌弁、東弁、福岡弁、経産省、青学大、阪大、中大、日大、広修大、福大、明大、立教大、早大①、貿易会、大阪司、北加日協、国際企業法務、取締役協、平田、法親会、個人1名

【反対】一弁、岡山大、関学大、専大、東洋大、獨協大、あり方会、サントリー、総法研、個人1名

- ・ 議決権行使の停止は、金融商品取引法に違反した者以外の議決権比率を増加させるという副作用を有するのであり、保身を図る者が、敵対的株主を排除する目的で、濫用的に用いるおそれもある。(一弁、総法研)
- ・ 金融商品取引法上の規制の違反に対しては、同法上の制裁措置によって対処するほうが望ましい。(一弁、岡山大、獨協大、総法研。反対とは明示しないものの同旨の指摘をするものとして、大阪弁。)
- ・ 株主は、差止請求権を適切に用いるインセンティブを有しているとは思われない(それを有しているのは規制当局以外にないのではないか)。仮に、公開買付規制に違反して株式を取得した者が、会社の支配権を行使することが不当であるというのであれば、議決権の行使を禁ずるのではなく、端的に株主たる地位を否定する(株式取得行為の私法上の効力を無効とする)か、それ以外の方法で迅速に会社から退出させる規制を講ずるほうが妥当であると思われる。株主たる地位を認めたまま議決権の行使を認めないことは、少額の出資をするに過ぎない者による会社支配という弊害が生ずるほか、議決権行使を差し止められた株主に予想できない重大な不利益を与えるおそれがある。(専大)
- ・ 金融商品取引法に違反した者による議決権行使の差止めの期間等が不明確である。(一弁、サントリー、総法研。反対とは明示しないものの同旨の指摘をするものとして、中大、立教大、渥美、AMT、MHM。)
- ・ 違反の重大性の判断基準が不明確である。(関学大、あり方会。反対とは明示しないものの同旨の指摘をするものとして、日大、渥美、AMT、片岡、法友会、MHM、ヤフー。)

【その他の意見】

- ・ 株主から他の株主に対する差止請求は私人間で議決権行使の可否を争わせるもので、その導入の是非については慎重に検討する必要がある。(大阪弁)
- ・ 仮に違反者が株式を持っている限り議決権を行使することができないとすると、少数株主により決議が左右されることになる、違反者により大量の株式が売却されるこ

とになるなど、様々な弊害が考えられるため、制度の導入について、慎重な検討を要する。(ヤフー)

- ・ 差止請求によるのではなく、規制に違反した株主の議決権は停止するものとすべきである。(慶大, 山口大)
- ・ 大量保有報告規制違反, 委任状勧誘規制違反等の場合にも差止めを認めることを検討すべきである。(青学大, 早大①, 損保協, あり方会, 中大 (一部))
- ・ 「株主が不利益を受けるおそれがあるとき」という要件を加えるべきである。(明大)
- ・ ①当該会社の事務上の位置付け, ②金融商品取引法違反行為後に株式数が増減した場合の差止対象となる株式の特定方法, ③金融商品取引法違反行為を理由として議決権行使の差止めが認められた場合, いつまで議決権行使が認められないのか, ④過去の金融商品取引法違反行為であっても差止請求が可能かといった点を明確にして, 実務上, 無用な紛争が起きないようにする必要がある。(最高裁 (一部))
- ・ 差止請求の対象となる株式の範囲が明らかでない。(信託協, AMT, MHM)
- ・ 株主の議決権行使の停止が確定した後に議決権行使がされ, これを会社が認めてしまった場合でも, 株主総会決議の瑕疵があったとはされない旨を明確にするなど, 更に慎重な検討を要する。(印刷連)
- ・ 議決権行使の差止請求に基づき仮処分命令が出され, 株主総会決議後に本訴に対する判断で上記差止請求が棄却された場合における当該株主総会決議の効力につき, 条文上明確にすべきである。(AMT)
- ・ 仮処分等の手続では, 債務者の損害を担保するため債権者に担保を立てさせる必要があるが(民事保全法第14条), 議決権行使の制限による債務者の損害額等を算定することが不可能である。(大阪弁)
- ・ 規制の対象範囲により, 株式の振替制度におけるシステム対応, 株主名簿管理人におけるシステム対応等の対応範囲が異なるため, 改正がされる場合には, 相応の対応期間を要する。(信託協)

(注1) について

- ・ 強制的全部勧誘義務の違反も, 同様に差止めの対象とすべきである。(日弁連, 青学大, 日大, 明大, 個人)
- ・ 政令との関係・調整については, しかるべき対応を望む。(日大, 個人)

(注2) について

【賛成(株式会社にも請求を認めるべき)】日弁連, 青学大, 阪大, 日大, 取締役協

- ・ 対象が重大な違反に限定されていることから, 会社による申立てを認めることによる弊害も限定的であると考えられ, 株主保護の観点から会社に申立権を認めてもよいものと考えられる。(日弁連)

【反対】大阪弁，広修大，明大

- ・ 会社（実際は会社役員）が議決権行使の可否を選択することになり，「会社が株主を選ぶべきでない」という法理（機関権限分配秩序論）に照らし，消極的にならざるを得ない。（大阪弁）
- ・ 濫用的な利用のおそれがある。（広修大）
- ・ 会社がどのような立場・観点で差止請求をするのか（しないこととするのか）について，疑問がないとはいえない。（明大）

（注３）について

- ・ 仮に裁判所等から差止めに関する通知を受ける手続を設けたとしても，実務面を考えると，会社は，招集通知前に，直ちに送付作業の停止ができるとは限らず，また，通知発送後は，株主総会会場において議決権行使が差し止められている旨を会社が伝えなければならないことになれば，株主総会において無用の混乱を招く危険性が高い。（法友会）

（注４）について

- ・ 差止請求を認める場合には，定足数から除外すべきである。（大阪弁）
- ・ 議決権が停止されている以上，定足数には含まれないと解するのが相当である。（阪大）
- ・ 残存株主のみによる株主総会の決議について，このような株主総会の招集及び決議事項につき裁判所の許可を要するものとするなど，一定の制約を課すことが望ましい。（明大）
- ・ 差止めを認めた結果，議決権を行使することができる株主の有する議決権数がわずかしかな存在しないこととなった場合の決議の効力に関して，慎重な検討が必要である。（山口大）

第２ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由のうち，「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み，又はこれに従事するものであるとき。」（会社法第１２５条第３項第３号及び第２５２条第３項第３号）を削除するものとする。

（注） 会社法第１２５条第３項第１号及び第２号並びに第２５２条第３項第１号及び第２号の文言を見直すかどうかについては，なお検討する。

本文について

【賛成】日弁連，札幌弁，東弁，一弁，大阪弁，福岡弁，青学大，大阪市大①，阪大，岡山大，関学大，慶大，西南大，中大，獨協大，日大，広修大，福大，明大，山口大，立教大，早大①，渥美，I S S，大阪司，あり方会，北加日協，サントリー，総法研，NOT，平田，法親会，個人4名

【反対】全中，中経連，印刷連，経団連，貿易会，全銀協，片岡，法友会，国際企業法務，MHM，個人1名

- ・ 競業者による会社の資本政策や取引関係等に係る情報の把握が懸念される。（全中，印刷連，経団連，全銀協，片岡，法友会）
- ・ 会社法第125条第3項第3号を削除することによって拒絶事由が不当に狭まると，濫用的な請求を拒絶し得るかどうかの判断に係る企業の負担が増大する。（中経連，法友会）
- ・ 東京高裁平成20年6月12日決定は，競業関係を立証責任の転換事由としており，規定を削除すれば，この決定より一歩進んで，競業関係は，株主名簿及び新株予約権原簿の閲覧等の請求に当たり，何ら法的な意味を持たないということになる。（経団連。反対とは明示しないものの，同旨の指摘をするものとして，信託協。）
- ・ 会社法第125条第3項第3号に該当しても，請求者がその権利の確保又は行使に関する調査の目的で請求を行ったことを証明すれば閲覧を拒絶することはできないと解されているため，同号を削除しなければならない立法事実は存しない。（片岡，法友会）
- ・ 競業者からの濫用的な閲覧謄写請求を排除することができるだけの解釈論等が示されない限り，単純に会社法第125条第3項第3号を削除することには反対である。（MHM）

【その他の意見】

- ・ 当該拒絶事由の内容については，会社法第125条第3項第3号等を削除するという議論でなく，同項第1号及び第2号の記載振りも含めて，株主権の適切な行使と株主名簿等の閲覧等の請求が濫用的にされないような措置が可能となるようにするとの視点から検討がされるべきである。（経産省）
- ・ 仮に試案のような見直しがされる場合には，少なくとも株主のプライバシー保護や閲覧後の情報管理について何らかの規律を設けるべきである。（全銀協）
- ・ 閲覧等により入手した情報の守秘義務を追加すべきである。（個人）
- ・ 株主名簿等以外の書類（議事録及び計算書類等）の閲覧請求にも，会社法第125条と同様の制限を設けるべきである。（全銀協）
- ・ 会計帳簿の閲覧等の請求の拒絶事由を定めた会社法第433条第2項第2号も改正すべきである。具体的には，会社法第125条第3項第2号と同様に，「又は」を挿入すべきである。（岡山大）

(注) について

【賛成（見直すべき）】日大，早大①，あり方会，個人1名

- ・ 濫用的な請求が例外的に排除されることを法文で明確化すべきである。（早大①）

【反対】東弁，大阪弁，岡山大，経団連，渥美，大阪司，法友会，全株懇，法親会，個人1名

- ・ 会社法第125条第3項第1号及び第2号については，権利の濫用に当たる場合を確認的に規定したものであることから，見直しの必要性は認められない。（東弁，全株懇）
- ・ 会社法第125条第3項第1号と同項第2号とは別の視点で判断される要件であり，せっかく会社法により別個の号とされたのであるから，一つの号にまとめてしまうことには反対である。（岡山大）
- ・ 見直しにより，拒絶事由が不当に狭まることになりかねず，濫用的な請求を拒絶し得るかの判断に係る企業の負担が増大することになる。（経団連，法友会）
- ・ 現行法の表現であっても，不当に広く解されるおそれのあるものではない。（大阪司）

【その他の意見】

- ・ 委任状勧誘や少数株主権行使の場面にとどまらず，例えば，金融商品取引法に基づく有価証券報告書虚偽記載を理由とする株主による損害賠償請求訴訟に関し，原告を募る目的で株主名簿を閲覧することを許容するのは，株主のプライバシーや個人情報保護の観点から行き過ぎである。（一弁，総法研）
- ・ 会社法第125条第3項第1号及び第2号並びに第252条第3項第1号及び第2号については，その表現が抽象的であるために，委任状勧誘や少数株主権行使の場面で，会社側による不当な閲覧等拒絶を可能ならしめるおそれがある。（総法研）
- ・ 委任状勧誘や少数株主権行使の場面で，自己に賛同する同志を募る目的で行われる株主名簿閲覧謄写請求について，自己に賛同する同志を募る目的があることをもって会社法第125条第3項第1号又は第2号の拒絶理由を構成するものではないことを明確にする方向で見直しをすべきである。（一弁（一部），総法研（一部））
- ・ 会社法第125条第3項各号は，柱書と併せ，画一的な基準を明示することで株式会社への負担に配慮しているとの説明がされているところだが，この説明が同項第1号及び第2号（特に，「株主の共同の利益を害する目的」）についてどの程度妥当するか疑問である。（中大（一部））
- ・ 株主名簿等の閲覧の請求を拒絶し得るか否かの判断は，多くの中小企業にとって困難であることから，明確な規定となるよう十分慎重に検討していただきたい。（全中）

第3 その他

1 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約

募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（会社法第205条）であって、当該募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないものとする。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

（注） 募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（会社法第244条第1項）であって、当該募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、同様の規律を設けるものとする。

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、阪大、岡山大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、貿易会、渥美、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、総法研、日司連、平田、個人2名

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 会社法第204条第3項の規定による払込期日の前日までに通知を要するとの規律については、株主総会の決議の日を払込期日と定めて同日に払込みがされた場合に、即日引受人が株主となることが可能となるようにすべきである。（日司連）

2 監査役の監査の範囲に関する登記

監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加するものとする。

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、大阪市大①、阪大、岡山大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、貿易会、渥美、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、国際企業法務、サントリー、総法研、日監協、平田、法親会、個人1名

【反対】 全中、チェーン協、個人2名

- ・ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるかどうかによって会社を代表する者が異なる場合があるとしても、それは、監査役の監査の範囲に関する登記をしなければならないことの理由にはならない。（全中）
- ・ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は中小企業が多く、中小企業にとって負担が増す。（全中、チェーン協）

- ・ 必要があれば、原本認証付きの定款の呈示を求めることで足りる。(チェーン協)

【その他の意見】

- ・ 特例有限会社及び旧小会社も対象に含まれるものと思われるが、念のため検討を要する。(日弁連、東弁)
- ・ 登記申請義務を履行すべき期間や同義務を履行しない場合の措置等について、検討を要する。(日弁連、東弁、法親会)
- ・ 変更の登記が必要となる会社が多数に上ることが予想されるため、その負担に配慮した経過措置等を検討すべきである。(日弁連、東弁、一弁、経団連、日商、全銀協、片岡、法友会、総法研)
- ・ 会社法第911条第3項第17号括弧書を削除して、会社法第2条第9号が定める「監査役設置会社」についてのみ、その旨を登記することとし、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社については、「監査役設置会社」である旨の登記を要しないものとすべきである。仮に監査役の監査の範囲を公示するのであれば、中小企業の負担を考慮して、限定がある会社について登記するのではなく、限定のない会社について登記事項とすべきである。なお、当該登記については、登記期間や登録免許税について格別の配慮を講ずべきである。(日司連)
- ・ 会社法第2条第9号後段の「この法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社」についても、同号前段括弧書の「その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合を除く。」との限定を及ぼすよう、監査役設置会社の定義を訂正すべきである。(日弁連)

3 いわゆる人的分割における準備金の計上

吸収分割株式会社又は新設分割株式会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に残余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分のみであるものに限る。）をする場合には、会社法第445条第4項の規定による準備金の計上は要しないものとする。

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、阪大、岡山大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、貿易会、渥美、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、総法研、平田、個人2名

【反対】 なし

4 発行可能株式総数に関する規律

① 新設合併等における設立株式会社（会社法第814条第1項）の設立

時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとする。ただし、設立株式会社が公開会社でない場合は、この限りでないものとする。

- ② 公開会社でない株式会社が定款の変更により公開会社となる場合には、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとする。

【賛成】 日弁連、札幌弁、東弁、一弁、大阪弁、福岡弁、青学大、阪大、岡山大、慶大、中大、獨協大、日大、広修大、福大、明大、山口大、立教大、早大①、経団連、貿易会、渥美、大阪司、あり方会、片岡、北加日協、法友会、国際企業法務、サントリー、総法研、平田、法親会、個人2名

【反対】 なし

【その他の意見】

- ・ 公開会社における発行可能株式総数は、発行済株式の総数の2倍を超えることができないものとするべきである。ただし、発行可能株式総数を超えた新株の発行を行う必要があるときは、募集事項の決定につき株主総会の決議を要するものとして、許容すべきである。(日司連)
- ・ 公開会社の発行済株式の総数は、発行可能株式総数の3分の2を下回ることができないものとするべきである。(個人)

意見提出団体とその略称対比表

1 裁判所及び弁護士会

団体名	略称
最高裁判所	最高裁
日本弁護士連合会	日弁連
札幌弁護士会	札幌弁
東京弁護士会	東弁
第一東京弁護士会	一弁
第二東京弁護士会	二弁
大阪弁護士会	大阪弁
福岡県弁護士会	福岡弁

2 行政庁

団体名	略称
経済産業省経済産業政策局産業組織課	経産省

3 大学法学部等

団体名	略称
青山学院大学法務研究科・商事法等関連科目担当教員有志	青学大
大阪市立大学法学研究科	大阪市大①
大阪市立大学大学院法学研究科・高橋英治教授	大阪市大②
大阪大学教授等	阪大
岡山大学商法研究会	岡山大
香川大学商法研究会・会社法制の見直しに関する中間試案検討部会	香川大
学習院大学大学院法務研究科・前田重行教授	学習院大
関西大学法科大学院商法担当教員	関西大
関西学院大学商法研究会	関学大
慶應義塾大学商法研究会	慶大
西南学院大学商法研究会	西南大
専修大学法学部・伊藤雄司教員	専大
中央大学商法科目担当者	中大
同志社大学法学部・舩津浩司准教授	同大①
同志社大学法科大学院・早川勝教授	同大②
東洋大学商事法研究会	東洋大
獨協大学法科大学院商法・会社法担当研究者教員	獨協大
日本大学法学部法学研究所商事法研究会	日大
広島修道大学商法研究会	広修大
福岡大学法学部商法グループ	福大
法政大学法学部・神谷高保教授	法大
明治大学商法研究会	明大
山口大学経済学部商法担当教官	山口大
立教大学法学部商法担当教員	立教大
立命館大学大学院法務研究科有志	立命大
早稲田大学教授意見	早大①
早稲田大学商学学術院・宮島英昭教授及び京都産業大学経済学部・齋藤卓爾准教授	早大②

4 経済団体

団体名	略称
関西経済連合会	関経連
企業年金連合会	年金連
経済同友会	同友会
在日米商工会議所	A C C J
全国中小企業団体中央会	全中
中部経済連合会	中経連
日本印刷産業連合会	印刷連
日本ガス協会	ガス協
日本経済団体連合会	経団連
日本建設業連合会	建設連
日本商工会議所及び東京商工会議所	日商
日本チェーンストア協会	チェーン協
日本鉄鋼連盟	鉄鋼連
日本ベンチャーキャピタル協会	V C 協
日本貿易会法務委員会	貿易会

5 金融関係団体

団体名	略称
信託協会	信託協
整理回収機構	整理回収機構
全国銀行協会	全銀協
全国信用保証協会連合会	信保協
東京証券取引所	東証
日本貸金業協会	貸金協
日本クレジット協会	クレジット協
日本証券業協会	日証協
日本損害保険協会	損保協
預金保険機構	預保

6 労働関係団体

団体名	略称
日本労働組合総連合会	連合

7 その他の関係団体等

団体名	略称
アジア・コーポレート・ガバナンス協会 (Asian Corporate Governance Association)	A C G A
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業所属弁護士	渥美
アバディーン・アセット・マネージメント・アジア・リミテッド (Aberdeen Asset Management Asia Limited)	アバディーン
アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士有志	A M T
インスティテューショナル シェアホルダー サービスーズ (Institutional Shareholder Services Inc.)	I S S
インダス・キャピタル・パートナーズ・エル・エル・シー (Indus Capital Partners, LLC)	インダス
ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッド (Walter Scott & Partners Limited)	ウォルター
大阪司法書士会	大阪司
オンタリオ教員年金 (Ontario Teachers' Pension Plan)	オンタリオ
会社法制のあり方を考える会	あり方会
片岡総合法律事務所弁護士有志	片岡
ガバナンス・フォー・オーナーズ・ジャパン株式会社ほか	G F O
株主の権利弁護団	株権弁
北カリフォルニア日本協会 (Japan Society of Northern California)	北加日協
金融法委員会	金法委
経営法友会	法友会
国際企業法務協会	国際企業法務
国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	国際 C G
コドリントン・ジャパン (Codrington Japan)	コドリントン
ザ・コオペラチブ・アセット・マネジメント (The Co-operative Asset Management)	コオペラチブ
サントリーホールディングス株式会社	サントリー
J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社	J P モルガン
実践コーポレートガバナンス研究会	C G 研
シティユーワ法律事務所企業グループ有志	シティユーワ
ジュピター・アセット・マネジメント・リミテッド (Jupiter Asset Management Limited)	ジュピター
シュローダー証券投信投資顧問株式会社	シュローダー
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー (Silchester International Investors LLP)	シルチェスター
住友金属鉱山株式会社	住金鉱
全国株懇連合会	全株懇

団体名	略称
全米教職員退職年金基金	米教年金
ソダリ社 (Sodali Ltd.) 及びジェイ・ユーラス・アイアール株式会社	ソダリ
第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会有志	総法研
T A C 株式会社	T A C
ティー・ロウ・プライス・アソシエイト, インク (T.Rowe Price Associates, Inc.)	T R P
ディレクトフォース監査役部会小研究 B グループ	ディレクト
トゥイーディー・ブラウン・カンパニー・エルエルシー (Tweedy, Browne Company LLC)	トゥイーディー
長島・大野・常松法律事務所弁護士有志	N O T
日本監査役協会	日監協
日本公認会計士協会	J I C P A
日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	日本 C G
日本 C F A 協会	C F A 協
日本司法書士会連合会	日司連
日本証券アナリスト協会	アナリスト協
日本たこやき協会	たこ協
日本取締役協会会社法制委員会	取締役協
日本内部監査協会法令等改正対応委員会	内監協
ハーミーズ・エクイティ・オーナーシップ・サービス・リミテッド (Hermes Equity Ownership Services Limited)	ハーミーズ
平田総合法律事務所有志	平田
ファースト・イーグル・インベストメント・マネージメント (First Eagle Investment Management, LLC)	ファースト
ベイリー ギフォード社 (Baillie Gifford & Co)	ベイリー
法曹親和会	法親会
マッコーリーキャピタル証券会社 (Macquarie Capital Securities (Japan) Limited)	マッコーリー
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	三菱証
森・濱田松本法律事務所所属弁護士	M H M
ヤフー株式会社	ヤフー
楽天株式会社	楽天
リーガル&ジェネラル インベストメント マネジメント (Legal & General Investment Management)	リーガル